

豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画素案

2024年3月

豊岡市

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

2000年4月に施行された介護保険制度は、成立から20年以上が経過し、高齢者のケアを家族任せにせず社会全体で支援する仕組みとして定着してきました。介護保険制度の施行当時、全国の65歳以上高齢化率は17.4%でしたが、2022年には29.0%へと上昇しています。高齢化率は今後も増加を続け、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる2025年には29.6%に達する見通しです。また、75歳以上の人口は2055年、85歳以上の人口は2060年ごろまで増加傾向が見込まれています。2022年10月1日の住民基本台帳に基づく本市の高齢者人口は26,756人、高齢化率は34.3%となっており、高齢化が進んでいます。

2014年6月には「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（医療介護総合確保促進法）」が改正され、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制として「地域包括ケアシステム」の構築が必要であると説かれました。これを受け、本市においても第6期介護保険事業計画以降、地域包括ケアシステムの構築及びさらなる深化・推進に取り組み、第8期計画においては、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んできました。いわゆる団塊ジュニア世代（1971～1974年に生まれた世代）が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎える2040年には多様化・多元化した高齢者像が予想されており、このような高齢者を様々な主体の参加と協働により包摂する地域の実現が望まれる中、地域包括ケアシステムは高齢者・障害者・子どもも含むすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現の中核的な基盤となることが期待されています。

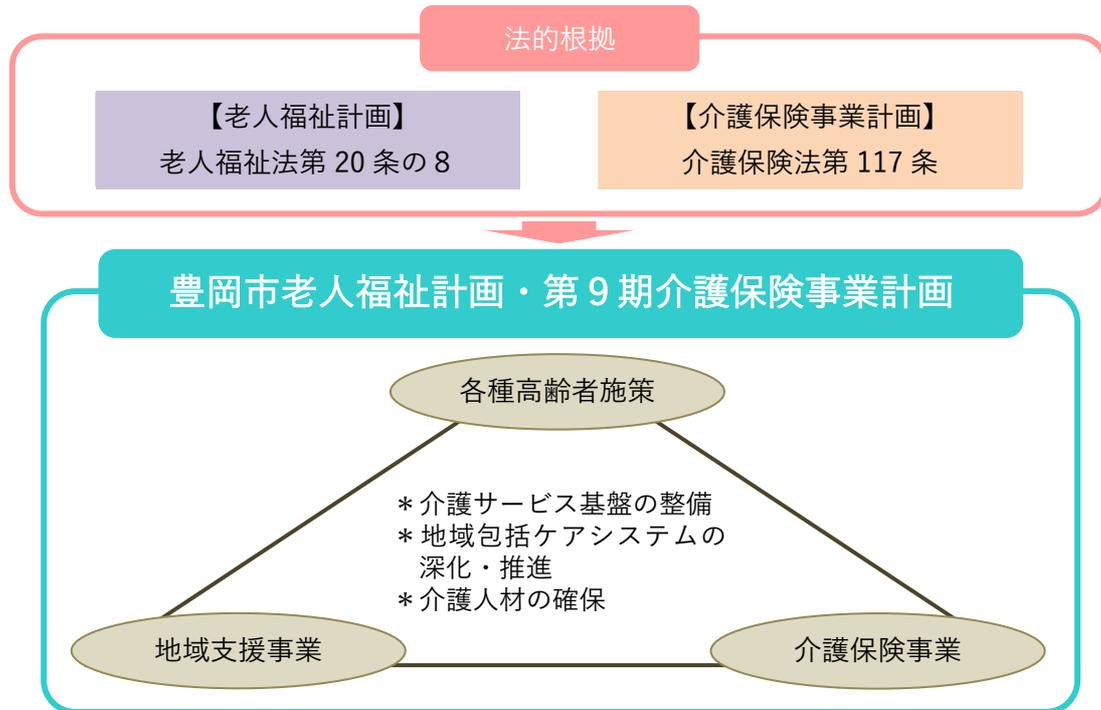
一方で、少子高齢化が進展し介護分野の人的制約が強まる中、介護現場で働く職員の負担軽減、職場環境の改善等の課題が顕在化しており、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保に向けてやりがいを持って安心して働くことができる環境整備が不可欠となっています。また、さらなる高齢化の進展に伴い、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等、様々なニーズのある要介護高齢者の増加が予想されることから医療・介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等が求められています。

高齢者を取り巻くこのような状況を踏まえ、高齢者の生活の自立に向けた介護予防の意識を醸成するための施策を推進するとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、支援を必要とする高齢者及び認知症高齢者の家族介護者等を誰一人取り残さない包括的・重層的な支援体制を実現していくため、「豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。本計画の推進により、たとえ支援や介助・介護が必要な状態になったとしても、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう支援体制の充実を図り、また、高齢になっても特技を生かした社会貢献や子育て支援、若い世代との交流等を通じて社会参加を果たし、生涯にわたり自分らしく生きがいを持って生活できる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「老人福祉計画」、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づく「介護保険事業計画」です。

図 計画の位置づけ



3 他計画との関係

- 本計画は、国や県の保健福祉に関する各種計画との調和を保つとともに、「豊岡市総合計画」に掲げられている『安心しておだやかに暮らせるまちづくり』の高齢者福祉の分野について具体化するものです。
- 「豊岡市地域福祉計画」を上位計画とした「豊岡市障害者福祉計画」等のほか、「豊岡市健康行動計画」等と相互に連携・調和を図りながら高齢者をはじめとする市民全体の福祉の向上に取り組みます。
- 介護予防や高齢者の社会参加、生きがいのづくり、障害者支援等に地域ぐるみで取り組むためにも、各計画と連携・調和を図りながら施策を推進します。特に高齢の障害者の地域移行や地域生活の維持のため障害福祉計画との調和が重視されており、関係課と連携を取り合いながら総合的な相談体制の充実を図っていきます。

4 計画の期間

本計画は2024年度から2026年度までの3年間の計画期間とします。なお、第9期計画期間の最終年度（2026年度）中に次期計画策定に向けた見直しを行い、2027年度を初年度とする第10期計画を策定します。

図 計画の期間と推移

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
計画の 推移	第7期計画											
				第8期計画								
							第9期計画					
										第10期計画		

5 計画の策定体制

- 保健、福祉、医療の関係者、サービス提供事業者、学識経験者、公募委員等で構成する「豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、高齢者施策全般の取組状況や課題を踏まえ、今後3年間の取組方策を定めた計画案を作成しました。
- 老人福祉や介護保険事業に対する今後のサービスの利用意向等を把握するため、65歳以上の高齢者を対象（無作為抽出）とするアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。
- 広く市民の皆さんの意見を本計画に反映させるため、2024年 月 日～ 日にかけてパブリックコメントを実施しました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、2012年に制定した「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」において、いのちへの共感を広げるための3つの視点（「いのちを大切にすること」、「支え合うこと」、「未来へつなぐこと」）を定め、本市の様々な取組の根底にいのちへの共感を取り入れています。

高齢化が著しく進む本市では、この「いのちへの共感」を施策の推進の土台としながら、「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を基本理念に掲げ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域が一体となって支援を必要とする高齢者とその家族を支えていく仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

また、地域包括ケアシステムの深化を図るために、地域の一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、本人、家族、行政、医療介護の関係者・事業者をはじめ、地域住民や地域の多様な主体の参加や社会資源を活用した包括的・重層的な「支え合い」の推進に取り組んでいます。地域共生社会は制度・分野ごとの縦割りや「支え手」と「受け手」という関係を超えて、一人ひとりの生きがいや、地域を共に創っていくものであり、年齢や介護の必要性の有無等にかかわらず、誰もが人権を尊重され意欲や能力をもって参画できる社会でなくてはなりません。

第9期計画においても「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」を基本理念とし、市民一人ひとりの笑顔が街中にあふれる社会の実現を目指すとともに、「支え合い」を通して次世代が命の尊さをつながり学び、いのちへの共感を未来へつないでいくことができるよう、計画を推進します。

豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例

- 命は限られている(いのちを大切にする)
- 命は支えあっている(支え合う)
- 命はつながっている(未来へつなぐ)

豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画

みんなで支え合い
笑顔あふれる まちづくり

2 計画の基本目標

基本目標1 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

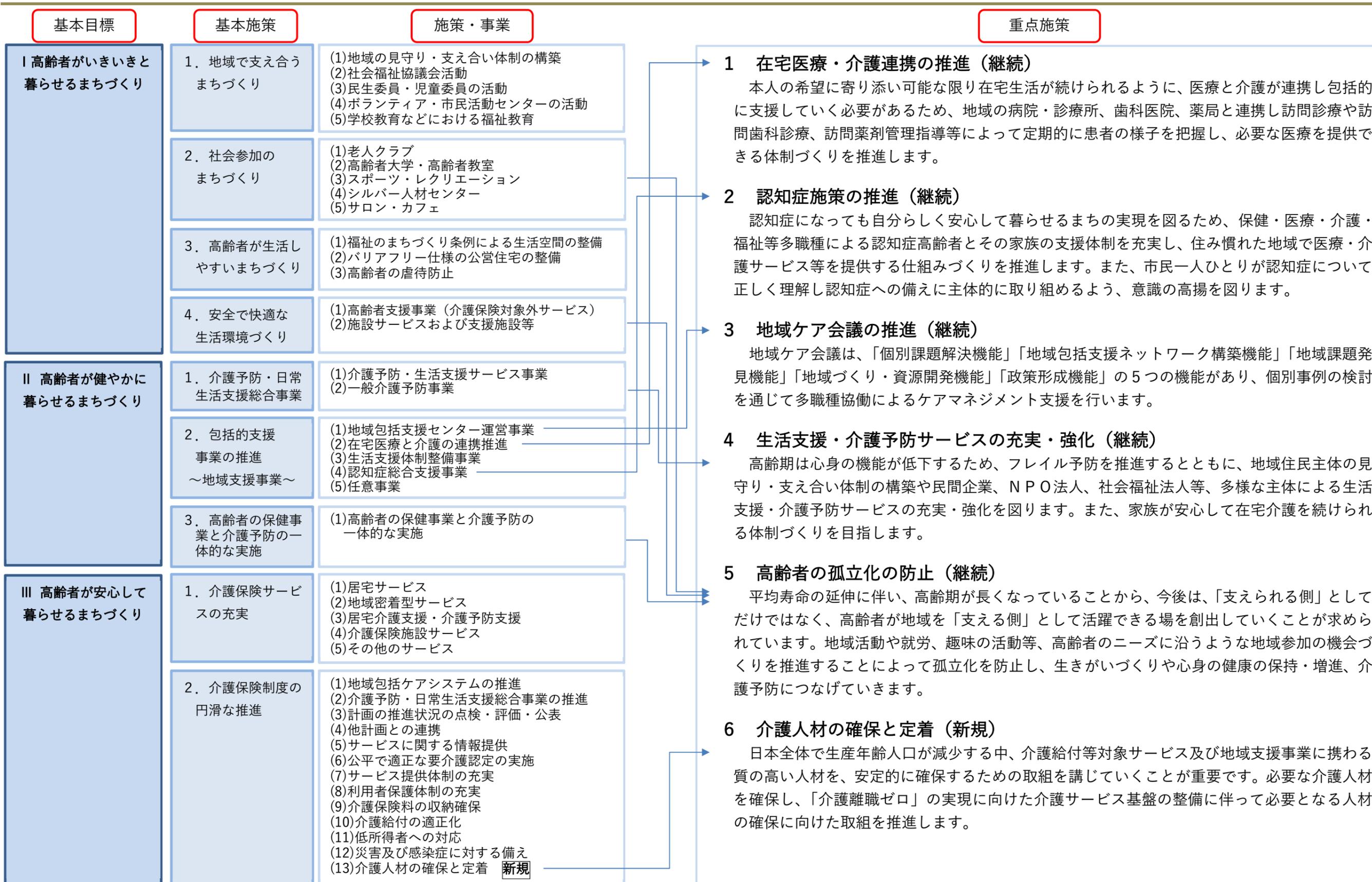
地域で支え合いながら、高齢者の積極的な社会参加、生きがいを促進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な生活環境づくりを推進し、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標2 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、保健・福祉・医療の連携のもと、健康づくりと介護予防事業の積極的な推進を図り、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

介護保険サービスの提供体制の確保、サービスの質の向上を図り、たとえ介護を必要とする状態となった場合でも、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。



第4章 高齢者がいきいきと暮らせる まちづくり

1 地域で支え合うまちづくり

(1) 地域の見守り・支え合い体制の構築

事業・取組の名称	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○豊岡市社会福祉協議会による地域福祉活動 ○高齢者見守りネットワーク事業 ○地域包括支援センター運営事業 ○行政区によるひとり暮らし高齢者等安心・見守り活動
対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ひきこもり高齢者等
事業概要	地域住民、関連団体、事業者等が連携し、高齢者と地域で見守り支え合う体制を構築しています。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手として、住民の立場に立った相談や援助を行い、住民が安心して暮らせるように支援を行っています。
- 豊岡市社会福祉協議会が委嘱している福祉委員と民生委員・児童委員等が地域の中で連携して見守り活動等ができるように、福祉委員研修会を実施しました。また、行政区圏域で支え合いマップを実施し、日頃から見守り体制づくりの構築を進めてきました。
- 高齢者見守りネットワークについては、協力事業所等が地域の高齢者のちょっと気がかりなことに気づいたときに、地域包括支援センターに連絡が入るネットワークによる見守りができました。
- 地域包括支援センターでは、3種の専門家（保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員）が連携しながら、地域で暮らす高齢者とその家族の支援・見守りを行いました。
- 行政区や町内会により、ひとり暮らしの高齢者等を定期的な訪問や集う場で見守ることができました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 高齢化や核家族化により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等、見守りが必要な人が増加しており、地域住民や関係機関等が連携・協働して見守り活動を進めていく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 民生委員・児童委員と区や関係機関等が連携しながら、地域全体で見守り活動ができる体制づくりを進めます。

(2) 社会福祉協議会活動

事業・取組の名称	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり（居場所・交流、見守り体制、生活支援体制等） ○総合的な相談・支援体制づくり（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センター等） ○日常生活自立支援事業 ○共同募金活動 ○善意銀行による助成活動（緊急食料支援事業等） ○ボランティア・市民活動支援 ○その他各福祉サービス
対 象 者	支援、サービスを必要とする高齢者、地域住民、ボランティア団体等
事 業 概 要	豊岡市社会福祉協議会が行う、活動、事業等を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり
生活支援コーディネーター、コミュニティワーカーが中心となり行政区、地区、旧町、市の各圏域における課題解決に向けたネットワークの構築を進めてきました。行政区圏域では住民同士の日常的な見守り、支え合い活動に繋がるように、福祉委員活動、サロン活動等の支援を行いました。また、地区圏域における協議体を中心に、地域課題の把握、解決に向けた取組の検討・支援を行いました。
- 総合的な相談・支援体制づくり
地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、総合相談センターを中心に、高齢者、障害者、ひきこもり、経済的困窮等、制度の狭間にある住民や複合的な課題のある世帯等への支援を様々な関係機関と連携して対応してきました。
- 日常生活自立支援事業
判断能力に不安のある高齢者、知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について、関係機関・団体と連携を図りながら支援を行いました。その中で、生活支援コーディネーター等と連携して、高齢で障害を抱えながら生活されている方についての理解を求め働きかけを地域に対して行い、地域のサロン活動の参加につながったケースもあります。
- 共同募金活動
配分金事業の一つとして、集いの場づくり（いきいきサロン事業）の助成金、話し合いの場づくりの助成金に活用し、生活支援コーディネーターやコミュニティワーカーが地域住民と協働しながら、場づくりの推進、運営の支援を行いました。
- 善意銀行による助成活動
生活に困窮し食料品等の確保が難しい世帯に、地域の企業等から寄付を受けた食料品等や善意銀行に預託いただいた浄財を活用し食料品を購入し無償提供を行う「緊急食料支援」を展開しています。食料提供だけにとどまらず、困りごとの状況を聴き、生活再建の支援を行っています。
- ボランティア・市民活動支援
ボランティア・市民活動センターを窓口として、ボランティア活動者と活動先のマッチング支援や運営支援を中心に、「自主性・自発性・主体性」をもって活動が展開されるように支援を行いました。また小・中・高等学校の福祉学習を支援し、児童生徒が高齢者・障害者等の理解を深め、地域を知

る機会につなげ思いやりを育む働きかけを行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり
新型コロナウイルス感染予防の観点から住民の集いの場づくりの開催や見守り活動等の地域福祉活動が大きな影響を受ける中、活動を工夫したり様々なアイデアが生まれ、住民同士が思いやり、つながる方法を一緒に考え交流につなげました。また、地域課題の解決に向けた話し合いの場づくりが広がっており、地区圏域では地域での支え合いの基盤づくりに向け、コミュニティ組織の福祉部や企業等と連携し買い物支援等の問題に取り組んだり地域課題の解決に向けた取組を一緒に考えるなど、住民主体の地域づくりを行ってきました。
- 総合的な相談・支援体制づくり
高齢者やその家族が抱える課題も多様化・複雑化しており、複合多問題ケースが増加する中で総合相談センターだけでは対応が難しく、地域住民や行政、生活支援コーディネーター等と協議の場を持ちながら進めています。しかし、高齢者を含め複合多問題ケースは多機関調整や庁内調整等が必要不可欠ですが、うまく機能していない面もあります。
- 日常生活自立支援事業 ~~+~~
判断能力が乏しい高齢者や障害者の地域での安定的な生活を支援する事業としてニーズが高く、相談者件数が増加しています。契約に基づき支援を進める中で判断能力の低下が著しく進み、本事業での対応が難しくなるケースや今後そのおそれがあるケースも多く、成年後見制度へのつながりが課題となっています。
- 共同募金活動
共同募金配分金を活用した集いの場・話し合いの場の推進により、支え合いの地域づくりは前進しています。制度やサービスで充足できない地域課題への対応に、共同募金配分金の活用を検討する必要があります。
- 善意銀行による助成活動
広報等で善意銀行やその使い途について発信していますが、まだまだ市民に十分周知ができておらず、市民へ理解浸透を図る必要があります。
- ボランティア・市民活動支援
ボランティアグループメンバーの高齢化等により活動を辞められたグループや、コロナ禍で活動が思うようにできない等の理由から活動者の減少が続いています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり
豊岡市地域福祉計画における「支え合いの地域づくり」「協働で進める地域づくり」「生きがいや役割を持てる社会参加・住民参加の促進」を基本方針として、地域課題が多様化する中で地域住民と様々な関係機関や団体等と連携・協働し取り組みます。
- 総合的な相談・支援体制づくり
社会が変化する中で複雑化する様々な相談を包括的に受け止め、各支援機関の連携・協働のもと解決に向けた体制の充実・強化に努めます。
- 日常生活自立支援事業
成年後見制度による支援が必要となる方を制度につなぎ、権利擁護支援が必要な方が地域の中で安心して暮らせるよう、関係機関や地域住民と連携した支援を継続します。
- 共同募金活動
制度やサービスで充足できない地域課題に対応する配分事業を検討します。

- 善意銀行による助成活動
引き続き既存制度やサービスで対応できない地域課題について善意銀行の有効活用を含め検討を行うとともに、市民へ理解啓発を図っていきます。
- ボランティア・市民活動支援
登録ボランティアグループの活動支援を強化し、新規ボランティア活動の活性化を図ります。

(3) 民生委員・児童委員の活動

事業・取組の名称	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○救急医療情報キット配布事業 ○緊急通報システム事業 ○災害時要援護者登録事業
対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、寝たきり高齢者等
事業概要	民生委員・児童委員活動を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手として、住民の立場に立った相談や援助を行い、住民が安心して暮らせるように支援しています。
- 日頃から地域住民の実態や福祉ニーズの把握に努め、支援が必要な住民に対して適切なサービスが利用できるように情報の提供、手続きの支援、行政との連絡調整等を行っています。
- 救急医療情報キットの配布や緊急通報システムの使用に関する手続き等の支援を行っています。
- 緊急通報システム事業では、自宅での緊急事態に速やかに消防本部に通報され対応する機器を貸与しました。
- 災害時要援護者名簿登録制度に基づく名簿への登録勧奨や、平常時における要援護者の見守り活動等を行っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 地域住民の抱える生活課題が複合化・複雑化しており、福祉、保健、医療等、様々な関係機関と連携しながら対応していく必要があります。
- 高齢化や核家族化により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、見守り活動が十分に行き届いていない可能性があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 民生委員・児童委員と区や民生・児童協力委員、福祉委員が連携しながら、地域全体で見守り活動ができる体制づくりを進めます。
- 複合化・複雑化した生活課題に対応できるように、民生委員・児童委員の研修機会の充実を図ります。また、制度やサービスの情報提供等を行います。

(4) ボランティア・市民活動センターの活動

事業・取組の名称	ボランティア・市民活動センター運営事業（豊岡市社会福祉協議会）
対象者	ボランティアを必要とする高齢者、ボランティア関係者（個人、グループ）
事業概要	ボランティア活動の促進を図ることにより、地域で支え合うまちづくりを推進しています。

表 ボランティアの登録状況

	2021年度	2022年度	2023年度
グループ数	103	102	
グループ加入者数（人）（A）	1,801	1,793	
個人登録者数（人）（B）	430	436	
合計（A）＋（B）	2,231	2,229	

資料：豊岡市社会福祉協議会（各年度4月1日時点）

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 豊岡市社会福祉協議会が運営しているボランティア・市民活動センター（本所・支所）は、地域福祉に対する理解と関心を高め、ボランティア活動への住民参加の促進を図るため、学習、体験、情報提供の支援を推進してきました。
- センターでは、様々なグループや個人のボランティアが登録され、給食弁当の調理や配食、朗読、点字等の高齢者や障害者への支援のほか、子育てやまちづくり等、各分野の支援活動を展開しています。様々な活動を通じた自身の楽しみややりがい、見守り活動等、地域づくりにもつながっています。
- 各種助成金の情報提供等、ボランティア活動について様々な相談を行っています。
- 近年多発する災害に対応するために、災害支援ボランティアセンターについて各団体等とセンターの運営・活動に関する協定を締結しました。災害発生時に効率的・効果的にボランティア活動を行うため、関係団体等と連携して災害ボランティアセンター合同研修会を実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 少子高齢化や地域とのつながりが希薄化する中、ボランティア活動等の住民の自発的・自主的な活動は地域の福祉力を強化するものであり、その活性化に大きな期待が寄せられる一方で、ボランティアグループは高齢化による活動の休止や解散が見受けられます。また、コロナ禍で活動が思うようにできないグループもあります。
- 地域住民の支え合いによるまちづくりと連携した地域のネットワークづくりが必要です。
- 地域での支え合い活動の体制づくりを中心に、近所同士のつながりづくりや地域活動の世話役等の担い手不足が大きな課題になっています。
- 人材の発掘や育成を含め、さらに積極的な普及啓発活動の推進が必要です。
- 災害ボランティア支援や地域における防災啓発活動等から、防災意識が向上しています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- ボランティア活動を担う人材の育成やボランティア団体、セルフヘルプグループ等への支援を充実するために、ボランティア・市民活動センターの機能を強化します。
- 災害ボランティア支援や地域における防災啓発活動等を充実することで、日頃から災害に対応した体制づくりを進めるとともに、常時の地域活動の向上へつなげていきます。

(5) 学校教育などにおける福祉教育

事業・取組の名称	○地域コミュニティ組織の事業における福祉教育 ○児童・生徒のボランティア活動推進事業（豊岡市社会福祉協議会） ○子ども福祉委員活動（豊岡市社会福祉協議会）
対象者	児童・生徒、地域住民
事業概要	学校教育や生涯学習の場において、福祉教育プログラムを取り入れるなど、福祉に関する教育の充実を図り、福祉活動への理解と知識や援助技術の普及を促進しています。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 福祉教育では、地域で暮らす様々な方の生活や生き方の違いに気づき、福祉問題、福祉活動の意味や役割に関心を持ち、共生と公平に対する理解を深める機会として実施してきました。
- 福祉教育で学んだことを子どもたちが住民に発表し、地域住民にも福祉の理解を深めることにつながりました。また、福祉教育で学んだことをもとに子どもたちが地域について考え、自分たちができることをコミュニティ組織・住民と一緒に取り組みました。
- 学校教育の場では、豊岡市社会福祉協議会の「児童・生徒のボランティア活動推進助成事業」により、体験教室や地域での交流による福祉教育プログラムが展開されています。また、地域課題にあわせた取組も実施しており、なかでも認知症の理解について「認知症サポーター養成講座」等によって、小学校・中学校・高校と取組を広げています。
- 子ども福祉委員活動に特化した事業は2022年度に終了しましたが、児童・生徒のボランティア活動推進事業と一体的に進めることで枠にとらわれることなく福祉教育に取り組みました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 福祉教育では当事者の話を直接聞くことで、さらに福祉に対する理解が深まっています。
- 地域には様々な社会資源があり、区や老人クラブ、社会教育団体、ボランティアグループ、NPO法人等の関係機関が連携を図り、各事業計画に福祉教育のプログラムを織り込むなど一体的な取組が必要です。
- 認知症や障害の理解等、現在の地域課題に即した内容等を提供し、福祉学習の充実を図っていく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 豊岡市社会福祉協議会では、小学校・中学校・高校・短大・専門職大学と連携し、地域活動やボランティア活動を通じて地域に目を向ける視点を育てるとともに、子どもたちが自分の住む地域や住民の生活に関心を持ち、地域課題等について考える機会や地域の活動に積極的に参加する機会をつくります。

2 社会参加のまちづくり

(1) 老人クラブ

事業・取組の名称	老人クラブ活動促進事業
対象者	老人クラブ
事業概要	高齢者が保有する知識、経験等を生かした住みよい地域づくりを目標に、健康づくり、介護予防、地域の見守り、子育て支援等、様々な活動を通じて明るい長寿社会を目指し取り組んでいる老人クラブの支援を行っています。

表 老人クラブの状況

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
単位クラブ数	団体	238	232	221
会員数	人	8,574	7,982	7,624
加入率	%	26.8	25.1	24.0

※市老人クラブ連合会未加入クラブを含む（各年度4月1日現在）

※加入率（%）は、会員数を各年度の60歳以上人口で除したもの

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- クラブ数は少しずつ減少し、2020年度の240クラブから2023年度は221クラブに推移しています。会員数も減少傾向となり、2023年度は7,624人で、2020年度（8,917人）と比較すると約14%減少しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりに重要な役割を果たしています。また、児童の登下校の見守り、伝統文化の伝承等、地域づくりに貢献しています。
- 定年延長と雇用継続の影響で新規加入者が少なくなっており、組織の世代交代ができず、現会員の高齢化と役員の固定化が見られます。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 豊岡市老人クラブ連合会が実施する取組を支援します。

(2) 高齢者大学・高齢者教室

事業・取組の名称	○但馬文教府みてやま学園 ○生きがい創造学院
対象者	高齢者
事業概要	○但馬文教府みてやま学園は、生涯学習の一環として高齢者に総合的、体系的な学習の機会を提供し、生きがいのある充実した生活基盤を確立するため、4年制の高齢者大学として設置されています。基礎的知識を習得するための教養講座と「健康づくり」や「但馬の文化」、「但馬の自然・産業」、「麦わら細工」、「書道」、「パソコン」の6つの専門講座が開講されています。 ○生きがい創造学院は、高齢者等の創造活動を通じて、相互の友愛と連帯の輪を広げるとともに、生きがいづくりと健康増進に資することを目的に13講座が開講されています。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

表 但馬文教府みてやま学園の講座の受講状況（2022年度）

講座・コース名		内容	受講者数 (人)
教養講座		変貌する社会に対応する一般教養、特に地域の実践者として、必要な基礎的教養を培います。	737
専門講座	健康づくり	様々なゲームやスポーツに親しみながら健康を保持する運動をしたり、高齢期の病気、食生活、医療や介護等について学びます。	49
	但馬の文化	但馬の歴史、文化、芸能、人物等について学びます。	76
	但馬の自然・産業	但馬の自然やそれを生かした産業について学びます。	35
	麦わら細工	城崎に伝わる伝統工芸、麦わら細工の作品づくりをします。	33
	書道	書道の基本を学び、楷書・行書の作品づくりをします。	26
	パソコン	ワードで文字入力や文書作成、エクセルで名簿管理や表計算、を学びます。	25

※受講生は但馬各市町から163人、うち豊岡市からは134人

※専門講座は各自2コースを選択

表 生きがい創造学院の教室の受講状況（2022年度）

講座名	受講者数（人）	講座名	受講者数（人）
陶芸	16	絵画	12
木彫	19	パソコン	13
麦わら	33	囲碁	5
書道	25	写真	13
表具	7	編み物	10
俳句	16	カラオケ	14
短歌	9	合計	192

※受講生は但馬各市町・京丹後市から192人、うち豊岡市からは179人

イ 第8期計画の評価・課題

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加のために大きな役割を果たしています。
- 余暇の多様化や労働環境、経済環境の要因もあり、各講座・教室等の受講生は年々減少傾向にあり、新規受講生も減少しています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 受講生の増加を図るため、高齢者への事業の周知を支援します。

(3) スポーツ・レクリエーション

事業・取組の名称	スポーツクラブ 21 等
対 象 者	概ね 60 歳以上の高齢者
事 業 概 要	高齢になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるように、生涯にわたる健康づくりや体力づくりのための様々な事業の実施や、スポーツ・レクリエーション施設の提供により、地域に根ざした生涯スポーツの推進に努めています。

ア 第 8 期計画の取り組み状況・実績

- コロナ禍によりスポーツ分野においても様々な活動が停滞し、地域におけるスポーツイベントの廃止など大きな影響を受けました。
- 感染症法上の位置づけが見直されて以降、徐々にスポーツクラブ 21・スポーツ推進委員による普及啓発など各種スポーツ活動が再開され、地域に活気が戻りつつあります。

イ 第 8 期計画の評価・課題

- スポーツクラブ 21、スポーツ協会及びスポーツ推進委員と、老人クラブ等の地域団体との連携により増えつつあったスポーツ機会が、コロナ禍により停滞に追い込まれました。
- 地域におけるスポーツ活動については、ライフステージごとのニーズや身体状況に配慮し無理なく取り組めるニュースポーツ等の普及を図る必要があります。

ウ 第 9 期計画の取組の方向性

- 子どもから高齢者まで、多様な主体が体力や技術・興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができるよう、ライフステージにあった運動プログラムを提供・普及するための仕組みづくり、運動やスポーツをしていない人もスポーツを始めたい環境づくりに取り組みます。
- 65 歳以上の精神的発達の完成時期に到達した世代のスポーツを通じた健康づくり、疾病予防、社会参加の促進を実現すべく、保健・福祉分野と連携し健康づくりや疾病予防を目的とした運動習慣の確保に努めるとともに、スポーツクラブ 21 等各種団体の活動を通じてスポーツによる交流を深め、仲間づくりや生きがいづくりにつながる事業を展開します。

(4) シルバー人材センター

事業・取組の名称	高齢者就業機会確保事業
対象者	高齢者
事業概要	豊岡市シルバー人材センターは、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、高齢者の就業機会確保のために、就業に関する情報提供、就業相談、講習会等の事業を行っています。また、兵庫県シルバー人材センター協会の一般労働者派遣事業、職業紹介を活用した就業機会の確保を推進しています。

表 就業（豊岡市シルバー人材センター）の状況

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
契約件数	件	3,019	2,979	
契約金額	円	348,992,320	340,648,542	
就業延人員	人/日	62,453	60,129	
会員数	人	634	606	

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 豊岡市シルバー人材センターの運営の安定化を図るため、財政支援を継続するとともに、センターが実施する各事業の周知等の支援を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 豊岡市シルバー人材センター事業の啓発を行うとともに、高齢者にふさわしい就業の確保が行われました。
- 定年延長や雇用継続によりセンター入会時の年齢が高くなるとともに会員数も減少傾向にあるため、就業依頼数に応えられる会員数の確保が課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 会員数の確保を図るため、対象者に積極的な勧誘活動を推進するとともに、就労人材育成のための講習会の開催、会員の経験や知識を生かした就業機会の確保を支援します。

(5) サロン・カフェ

事業・取組の名称	サロン・カフェ
対象者	高齢者等
事業概要	行政区、地区内等で住民が主体となって、高齢者や地域の住民が気軽に集まり、お茶を飲みながらおしゃべり等をする集いの場が開催されています。

表 サロン・カフェ実施箇所数

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
豊岡地域	箇所	111 (9)	108 (9)	
城崎地域	箇所	19 (1)	19 (1)	
竹野地域	箇所	30 (3)	30 (3)	
日高地域	箇所	61 (4)	58 (4)	
出石地域	箇所	47 (5)	46 (4)	
但東地域	箇所	35 (3)	35 (3)	
市全体	箇所	303 (25)	296 (24)	

※各年度末現在（2023年度は7月末現在）

※（ ）内は、地域コミュニティ組織主催のサロン・カフェ（内数）です。

※ふれあいいきいきサロン事業助成金を受給していないサロン・カフェも含まれます。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 行政区が実施する「ふれあいいきいきサロン」に対し、豊岡市社会福祉協議会が活動年数によって補助を行いました。
- 市が豊岡市社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーター等が、サロンの立ち上げの働きかけや運営支援を行いました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため活動制限が必要となり、集まらない時期は世話役が訪問したりSNSによる安否確認を行うなど、つながりを継続する取組が行われたケースもありました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 生活支援コーディネーター等の働きかけや支援により、社会参加の機会の一つとなるサロン・カフェ等の集いの場の新規開設が進められました。
- サロン・カフェの開催を楽しみにされている高齢者は多く、参加者と地域の交流の場となっています。また、参加することで社会参加・健康維持につながっています。
- 参加者が固定化する傾向にあることや、世話役等運営に携わる後継者の確保が難しくなってきていることが課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 生活支援コーディネーター等を通じて、サロン・カフェの新規開設支援や既存の集いの場の質的充実に取り組むとともに、サロン・カフェが継続して運営されるよう支援します。

3 高齢者が生活しやすいまちづくり

(1) 福祉のまちづくり条例による生活空間の整備

事業・取組の名称	福祉のまちづくり条例による生活空間の整備
対象者	高齢者や障害者を含むすべての県民
事業概要	兵庫県では、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、1992年10月に全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、県、市、県民および事業者が一体となって、高齢者や障害者が安全で快適に生活できる環境整備を総合的に推進しています。本市では、施設の建築や改築時に整備基準による審査・指導等を行っています。

表 建築等の際の届出・通知件数

届出・通知の名称	単位	2021年度	2022年度	2023年度
小規模購買施設等建築等（変更）届	件	3	3	1
特定施設建築等（変更）届	件	2	1	2
公益的施設建築等通知書	件	0	0	0
共同住宅建築等通知書（届）	件	0	0	1

※各年3月31日現在（2023年度は●月末現在）

※2012年7月1日から、特定施設については整備基準の実効性を高めるため、バリアフリー法に基づき建築基準法の建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを取り入れています。それにより従来、市に提出する届出・通知等の一部は免除されます。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 「福祉のまちづくり条例」により、一定の施設に対し建築等の際の届出・通知を受理し審査・指導を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 日常生活や社会生活での物理的・心理的な障害や制度上の障壁等、高齢者等を取り巻く環境を検証しながら、ユニバーサルデザインを推進する必要があります。
- 特定施設の環境改善だけでなく、高齢社会に対応した住環境の環境改善等も併せて推進することが重要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 県と連携し、高齢者等にやさしい住環境の知識の普及に努めます。
- 「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設・店舗・駅・公園等の特定施設の整備改善を促し、高齢者等が生活しやすい環境整備を推進します。

(2) バリアフリー仕様の公営住宅の整備

事業・取組の名称	バリアフリー仕様の公営住宅の整備
対 象 者	市営住宅の入居者
事 業 概 要	市営住宅の整備にあたり、「豊岡市公営住宅等長寿命化計画」(2019年3月改定)に基づき、居室内の段差解消や玄関先のスロープの設置等、高齢者の身体機能の低下に配慮した整備に努めています。

表 バリアフリー仕様の公営住宅の整備の状況

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
バリアフリー仕様の公営住宅の整備	戸	2	2	

※各年3月31日現在(2023年度は●月末現在)

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 市営住宅の新築や、既存の市営住宅の大規模なバリアフリー改修工事は実施していません。
- 市営住宅1箇所、入居者の退去等により空室になった部屋の修繕工事に併せて、浴槽をまたぐ高さが低く高齢者でも出入りしやすい浅型の浴槽に取り替える工事を実施しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2003年度頃から、建替え等により整備した住宅の多くは高齢者等に配慮し居室内の段差解消等が図られています。一方、一部住宅では住棟へのアプローチに段差があり、スロープ化等の対応が必要となっています。また、入居者の高齢化が進んでおり、エレベーターがない中層住宅の上層階に居住する高齢者等の下層階への住み替え等の対応が必要となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 既存の市営住宅は、豊岡市公営住宅等長寿命化計画に基づき、高齢者の身体機能低下に対応した構造および設備を備えた住宅への改修の検討を進めます。
- エレベーターがない中層住宅で、上層階に居住している高齢者等に医師が認める身体機能の低下等がある場合、下層階への住み替え等に配慮します。

(3) 高齢者の虐待防止

事業・取組の名称	高齢者虐待対応
対象者	65歳以上の高齢者
事業概要	<p>○高齢者の虐待に関する通報や相談の窓口を、地域包括支援センターおよび豊岡市福祉事務所（市振興局市民福祉課を含む。）に設けています。</p> <p>○高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護および養護者に対する支援を適切に実施するため「高齢者虐待対応マニュアル」を策定し、関係機関との連携により対応しています。</p>

表 高齢者虐待の通報・相談の状況

	単位	前年度からの 継続	通報	虐待認定	特養への 措置	養護への 措置	入院・入所	在宅サービス 導入	その他	終結	対応継続
2021年度	件	14	42	22	1	1	3	19	12	21	15
2022年度	件	15	30	6	1	0	4	8	8	12	9
2023年度	件										

表 虐待の種類別の通報・相談の状況（虐待認定したもの・重複あり）

	単位	身体的	心理的	世話放棄	性的	経済的
2021年度	件	14	11	1	1	1
2022年度	件	5	4	2	0	0
2023年度	件					

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 虐待認定には至らないものの、虐待の疑いのある家庭内でのトラブルや、複合多問題世帯の事例が増加しています。相談や通報があった場合は迅速な対応に努め必要な支援につなげています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員、介護事業者、警察、医療機関などの専門機関からの通報が増加しています。
- 高齢者が生命や身体に危険を感じ、特別養護老人ホーム等への緊急入所が必要となるケースも増加してきています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 虐待の根本的な解決につなげるため、被虐待者のみではなく、家族介護者を対象とする家族介護教室、認知症カフェ等の家族介護者への支援事業を実施し、虐待の主な発生原因とされる不適切な介護技術や知識の不足、介護疲れや介護ストレスの解消等、養護者への適切な支援に努めます。
- 緊急的な分離措置が必要な場合、早期に対応できるよう介護老人福祉施設との連携に努めます。

4 安全で快適な生活環境づくり

(1) 高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）

①外出支援サービス助成事業

事業・取組の名称	外出支援サービス助成事業
対象者	公共交通機関の利用が困難な高齢者や人工透析患者
事業概要	電車、バス、タクシー等の一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者等が、福祉車両により居宅と医療機関・福祉施設等との間を移送するサービスを利用した場合に、その料金の一部を助成しています。高齢者等およびその介護を行う者の精神的・経済的負担の軽減を図り、在宅高齢者等の福祉の向上を図ることを目的としたものです。

表 外出支援サービス助成事業実績値及び計画値

	単位	実績値			計画値		
		※（ ）内の数字は計画値			2024年度	2025年度	2026年度
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]			
登録者数	人	1,122 (1,109)	1,130 (1,109)	(1,109)			
延利用回数	回	19,140 (16,780)	18,143 (16,780)	(16,780)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 登録者数、延利用回数ともに計画値より上回っています。

イ 第8期計画の評価・課題

-

ウ 第9期計画の取組の方向性

②住宅改造費助成事業

事業・取組の名称	住宅改造費助成事業
対象者	介護保険の認定を受けた方、身体障害者手帳1級又は2級の方及び療育手帳A判定の方の属する世帯
事業概要	介護保険の認定を受けた方や障害者等が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を今後も送るため、その身体状況に応じた既存住宅の改造をしようとする際に必要となる経費の一部を助成しています。

表 住宅改造費助成事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
住宅改造型 利用件数	件	16 (13)	14 (13)	12 (13)	13	13	13
一般型利用件数	件	12 (20)	廃止 (20)	— (20)	—	—	—

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 市ホームページや介護支援専門員連絡会等を通じ、事業の周知や啓発に努めました。
- 2022年度から住宅改造・一般型を廃止し、住宅改造型（旧住宅改造・特別型）のみとして介護認定者や重度障害者等の身体状況に対応した改造に対し、住宅改造費を助成しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 住宅改造型（旧住宅改造・特別型）は、介護認定者や重度障害者等の自立した生活の維持や介護者の負担軽減に一定の役割を果たしています。
- 住宅改造・一般型は、高齢者の将来的な身体の衰えに備えた予防的な改造であり、新築住宅のバリアフリー化の進展により予防的なバリアフリー化のニーズが低下したため、既存住宅は住宅改造型で対応可能であることから廃止しました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 介護支援専門員への周知や、市ホームページ等の活用による利用者や事業者への周知を実施します。
- 住まいの改良相談員と連携しながら、各制度との一体的利用により最大限の費用対効果となるよう相談支援を行います。
- 限られた予算で有効活用できるよう、事業のあり方を検討します。

③緊急通報システム整備事業

事業・取組の名称	緊急通報システム整備事業
対象者	65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯、障害者世帯
事業概要	緊急通報装置及び火災警報器の貸与を行っています。緊急通報装置のボタンを押すと消防本部に自動通報し、近隣協力者による安否確認や救急車の迅速な出動が可能となります。また、火災警報器が火災感知すると、自動的に消防本部への通報が行われます。

表 救急医療情報キット配布事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
貸与件数	件	464 (485)	469 (490)	470 (495)	475	480	485

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 民生委員・児童委員の協力のもと、緊急通報装置および火災警報器の貸与を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- ひとり暮らしの高齢者等が在宅生活を安心して送るために、緊急通報装置が大きな役割を果たしています。
- 緊急の際に安否確認等を担う近隣協力者の確保が難しいケースの増加が課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、ひとり暮らし高齢者等の安心、安全の確保のため、事業を継続します。

④救急医療情報キット配布事業

事業・取組の名称	救急医療情報キット配布事業
対象者	65歳以上のひとり暮らしの方や65歳以上の方のみで構成される世帯等
事業概要	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に、急病などの緊急時に速やかな救急対応を実施するため、「かかりつけ医」や「持病」、「緊急時の連絡先」などの重要情報を保管する「救急医療情報キット」を配布しています。この配付先は消防本部と共有しており、より迅速な救急活動を行っています。

表 救急医療情報キット配布事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
配布キット数	個	91 (300)	67 (300)	(300)	300	300	300
配布者数	人	117 (500)	89 (500)	(500)	500	500	500

※計画値・実績値は、新規配布分の数値です。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 民生委員・児童委員の協力を得て、事業の周知や申込の勧奨また保管容器内の情報の更新を行いました。

<消防本部活用実績>

2020年1～12月：46件

2021年1～12月：61件

2022年1～12月：45件

イ 第8期計画の評価・課題

- 緊急時における本人からの情報提供が困難な場合や、親族がすべての情報を把握していない場合にも本人の医療情報が把握でき、迅速な救急処置を実施することができました。
- 救急搬送時に本人情報を医療機関に速やかに伝えることができるため、高齢者の日常生活の安心感が向上しています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 民生委員・児童委員を通じて、救急医療情報キットの普及に努めます。

⑤訪問理美容サービス事業

事業・取組の名称	訪問理美容サービス事業
対象者	介護保険要介護2以上の方、療育手帳A判定の方および身体障害手帳の肢体障害1、2級の方で理美容店へ行くことが困難な方
事業概要	身体上または精神上の障害等によって理美容院へ行くことが困難な高齢者が自宅で散髪のサービスが受けられるように、理美容業者の出張に要する経費を助成しています。

表 訪問理美容サービス事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実利用者数	人	24 (29)	32 (31)	37 (33)	42	47	52
延利用回数	回	48 (70)	53 (75)	60 (80)	65	70	75

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 実利用者数、延利用回数ともに増加傾向にあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- 理美容店へ行くことが困難な方の負担軽減に一定の効果がありました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 各理美容組合等と連携し、利用できる理美容店の確保に努めます。

⑥生きがい活動支援通所事業

事業・取組の名称	生きがい活動支援通所事業
対象者	概ね65歳以上の高齢者で、要介護等認定を受けていない方
事業概要	介護保険の対象外で家に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作の訓練、レクリエーション、健康チェック、生活指導、食事等のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の支援および介護予防を図ることを目的に民間事業者等に委託して実施しています。

表 生きがい活動支援通所事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
登録者数	人	183 (180)	159 (150)	145 (100)	116	108	100
延利用回数	回	2,263 (1,900)	1,966 (1,500)	1,855 (1,000)	1,392	1,296	1,200

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 受託事業者を対象に、市の保健師と但馬長寿の郷の理学療法士によるフレイル対策の体操等の研修を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 受託事業者の人材不足により事業の継続が困難になってきています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 利用者の減少、受託事業者の状況を踏まえ、事業の見直しを検討します。

⑦長寿祝福事業

事業・取組の名称	長寿祝福事業
対象者	最高齢者・最高齢夫婦および当該年中に満100歳を迎える方
事業概要	高齢者を敬愛し長寿を祝福するため、最高齢者、最高齢夫婦および満100歳を迎える方に記念品を贈呈しています。

表 高齢者祝福事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
満100歳到達者	人	37 (55)	34 (60)	56 (70)	65	70	75

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 満100歳の方は増加傾向にあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- 贈呈した記念品を通じて市から祝福の気持ちを伝えることができ、一定の効果がありました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 対象者の増加、県や他市の動向も踏まえ、事業の見直しを検討します。

⑧要援護世帯雪下ろし援助事業

事業・取組の名称	要援護世帯雪下ろし援助事業
対 象 者	市民税非課税世帯で、雪下ろしが困難な要援護世帯（高齢者世帯、重度障害者世帯、母子世帯）
事 業 概 要	業者に依頼して屋根の雪下ろしを行った場合に、その費用の一部を補助しています。

表 要援護世帯雪下ろし援助事業の計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
補助件数	件	26 (30)	8 (30)	30 (30)	30	30	30

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 積雪量により利用件数にばらつきがあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- 積雪時の不安軽減と安全確保に一定の効果がありました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 要援護世帯の安全な居住環境の確保のため、引き続き事業を継続します。

(3) 施設サービスおよび支援施設等

① 養護老人ホーム（老人保護措置事業）

事業・取組の名称	養護老人ホーム（老人保護措置事業）
対象者	概ね65歳以上の方で、環境上の理由および経済的理由（養護老人ホーム入所措置の基準）により、居宅において養護を受けることが困難な方
事業概要	心身の状況、経済的状況、家族の状況等により、在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに措置しています。

表 養護老人ホームへの措置実績（在籍人数）

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
コスモス荘	人	33	29	28
ことぶき苑	人	25	26	25
その他施設	人	11	9	9

※各年3月31日現在（2023年度は●月末日現在）

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 居宅サービスなどの提供による在宅生活の継続や他の施設への入所も検討した上で、入所措置を決定しました。入所後も入所者の生活状況を定期的に確認し、安定した生活が続けられるようサポートしています。
- 入所者より退所者が上回っているため、在籍人数は減少傾向にあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- 在宅生活が難しい高齢者に対して、安全な生活環境を確保できました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 関係機関と連携を取りながら、対象者の措置の必要性を検証し、適切な入所措置に努めます。

②軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業

事業・取組の名称	軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業
対象者	概ね60歳以上の高齢者で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な方
事業概要	○現在、竹野圏域に2施設、城崎・出石・但東圏域にそれぞれ1施設が整備されています。 ○竹野圏域にある2施設のうちの1施設と城崎圏域にある施設は特定施設入居者生活介護指定（混合型）、但東圏域にある施設は地域密着型特定施設入居者生活介護指定（入居者は原則要介護者のみ）を受け、介護付きとなっています。

表 軽費老人ホーム（ケアハウス）の計画値（定員数）

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
定員数	人	110 (110)	110 (158)	110 (158)			
城崎圏域	人	30	30	30			
竹野圏域	人	45	45	45			
出石圏域	人	15	15	15			
但東圏域	人	20	20	20			

※特定施設入居者生活介護の計画値（定員数）は●ページに記載

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 第7期計画で整備が遅れている事業者に対して早期整備が図れるよう適宜支援を行ってきましたが、整備に至らず計画値を下回っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 特定施設入居者生活介護等の指定を受ける軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備について、特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を勘案する必要があります。
- 軽費老人ホーム（ケアハウス）は比較的低価格で入所が出来ますが、経営は原則、国、地方公共団体または社会福祉法人に限定されています。社会福祉法人を設立して整備を図る事業者がいましたが、第8期計画期間中は整備に至りませんでした。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、特定施設入居者生活介護の指定を受けることによって、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度（入所の必要性がそれほど高くない）の方の入居施設としての役割を担うことが期待されていますが、特定施設入居者生活介護を行う事業者の確保が難しいことから第9期計画中の整備計画は掲げません。

③有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業

事業・取組の名称	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業
対象者	○有料老人ホーム：概ね60歳以上の高齢者 ○サービス付き高齢者向け住宅：60歳以上の高齢者または要支援・要介護認定者およびその同居者
事業概要	○有料老人ホームは、入居者に食事の提供、入浴・排せつ・食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設です。現在、豊岡圏域に3施設あり、特定施設入居者生活介護等の指定を受けている施設はありません。 ○サービス付き高齢者向け住宅は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づいて県に登録された住宅で、バリアフリー等の設備基準を満たし、安否確認や生活相談サービスを提供する住宅です。現在、豊岡圏域に3施設、出石圏域に3施設あります。豊岡圏域にある3施設のうちの1施設と出石圏域にある3施設のうちの2施設が特定施設入居者生活介護指定（混合型）を受け、介護付きとなっています。 ○サービス付き高齢者向け住宅であっても、介護、食事、家事、健康管理のサービスのうち、いずれか1つでも提供する場合は有料老人ホームに該当します。

表 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅整備事業実績値及び計画値

	単位	実績値			計画値		
		※（ ）内の数字は計画値			2024年度	2025年度	2026年度
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]			
有料老人ホーム	戸	81 (81)	81 (81)	81 (81)			
サービス付き 高齢者向け住宅	戸	258 (258)	258 (312)	258 (312)			
合計	戸	339 (339)	339 (393)	339 (393)			

※特定施設入居者生活介護の計画値（定員数）は●ページに記載

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 2021年度にサービス付き高齢者向け住宅が出石圏域に1施設整備されました。

イ 第8期計画の評価・課題

- サービス付き高齢者向け住宅は地域包括ケアシステムにおける高齢者への住まいの提供に関する重要な基盤であり、整備していく必要があります。
- サービス付き高齢者向け住宅で提供されるサービス情報の把握・評価・指導等は、県と連携を図る必要があります。
- 特定施設入居者生活介護等の指定を受ける有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備は、特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を勘案する必要があります。
- 特定施設入居者生活介護等の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加してきており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、必要に応じて要介護者

等の人数、利用状況等を把握する必要があります。

- 単身高齢者や高齢者夫婦世帯等を中心に一定のニーズがあると考えますが、低所得者でも入居できる費用設定の施設や住宅が求められます。
- 介護を必要とする高齢者や単身の高齢者等の増加が見込まれる中、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の入居者の状況変化に対応した適切な医療・介護サービス等を提供するため、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅と地域の医療・介護サービス等の適切な連携の確保が求められています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の住まいの提供に係る基盤として特定施設入居者生活介護の指定を受けることによって、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度（入所の必要性がそれほど高くない）の方の受け入れ施設としての役割を担うことが期待されますが、特定施設入居者生活介護を行う事業者の確保が難しいことから第9期計画中の整備計画は掲げません。
- 入居者が自ら利用する医療・介護サービスについて選択の自由が確保された上で、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅において医療・介護サービスとの連携が図られるよう努めます。

④老人福祉センター管理運営事業

事業・取組の名称	老人福祉センター管理運営事業
対象者	高齢者
事業概要	地域の高齢者の健康の増進、教養の向上およびレクリエーションに資するために設置しています。指定管理者により、管理・運営が行われています。

表 長寿園の利用状況

	単位	2021年度		2022年度		2023年度[見込]	
		貸室	浴場	貸室	浴場	貸室	浴場
利用回数	回	636	—	768	—	770	—
延利用人数	人	4,442	—	5,717	—	5,700	—

※浴場は2021年1月から休止。2021年度末で廃止。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 長寿園には市老人クラブ連合会の事務局が置かれ、老人クラブ活動の拠点として、また高齢者のサークル活動（生け花、囲碁、書道等）の場として活用されています。
- 浴場はボイラー故障により2021年1月に休止し、2022年3月末で廃止しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 高齢者の健康の増進・集いの場として活用され、高齢者福祉の増進に寄与する施設として役割を果たしています。
- 施設の利用団体等は固定化されており、新たな利用団体等の施設利用に向け積極的に広報活動を行う必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- さらなる高齢者団体の活性化、施設の利用促進のために指定管理者と協力し、充実した取組・広報活動を行います。

⑤生活管理指導短期宿泊事業

事業・取組の名称	生活管理指導短期宿泊事業
対象者	社会適応が困難である高齢者のうち、施設に短期宿泊させて生活習慣等の指導および体調調整を行う必要がある方
事業概要	在宅生活が困難なひとり暮らしの高齢者等が、一時的に養護老人ホーム等に入所し、生活習慣等の指導等を受けることにより、日常生活の自立を図ることを支援しています。

表 生活管理指導短期宿泊事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
延利用人数	人	11 (10)	18 (10)	16 (10)	18	24	30
延利用日数	日	251 (389)	376 (389)	376 (389)	540	720	900

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 虐待や困難ケースのみならず災害時でも柔軟かつ適切に対応できる事業となるよう、事業内容を見直しました。
- 延利用者数は増加傾向にありますが、延利用日数は大幅に減少しています。

イ 第8期計画の評価・課題

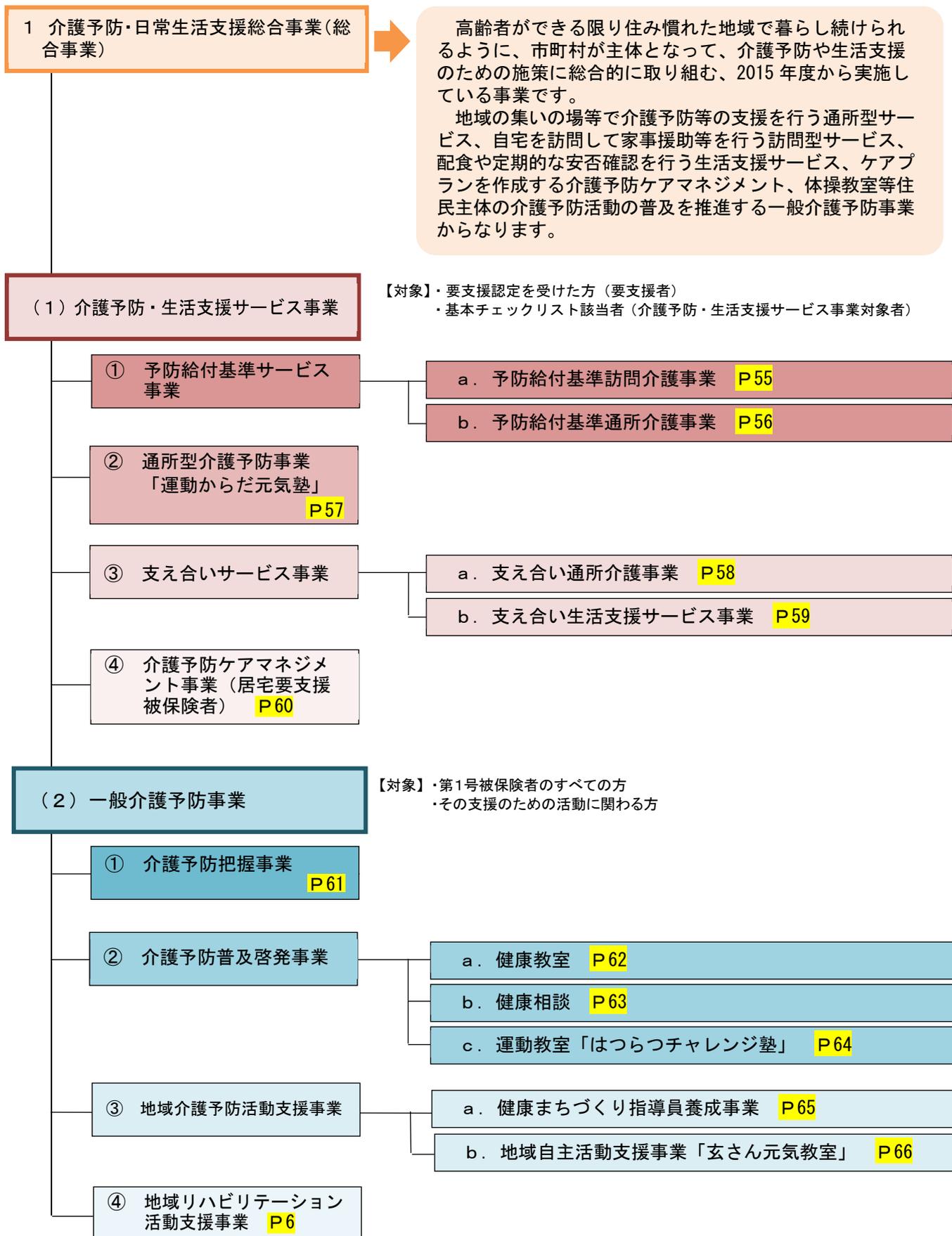
- 事業の見直しにより災害等でも利用が可能となり、一定の効果がありました。
- 緊急連絡先や緊急時に対応可能な方が不在のケースが増加していることが課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 社会生活が困難になった高齢者の生命の保持及び健康的な生活の確保のため、引き続き事業を継続します。

第5章 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

1 地域支援事業の体系図



2 包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業は、医療、介護、介護予防および自立した日常生活の支援を包括的に行うため、地域包括支援センターの運営、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等を行います。

任意事業は、要支援、要介護者およびその介護者等に対して実施する事業で、介護用品支給事業、住宅改修支援事業、成年後見制度支援事業等、経済的負担を軽減するための助成事業や介護者等を対象に介護の知識や技術を習得するための講座や精神的負担を軽減するための交流会等の事業があります。

(1) 地域包括支援センター運営事業

○ 介護予防ケアマネジメント事業（居宅要支援被保険者を除く） P 60

① 総合相談支援事業 P 68

② 権利擁護事業 P 69

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 P 70

④ 地域包括支援センターの運営と機能の充実 P 71

⑤ 地域ケア会議推進事業 P 73

(2) 在宅医療・介護連携推進事業 P 75

(3) 生活支援体制整備事業 P 77

(4) 認知症総合支援事業

① 普及啓発・本人発信支援 P 80～83

② 予防 P 84

③ 早期発見・早期対応 P 85～88

④ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 P 89～91

⑤ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 P 92～93

(5) 任意事業

① 家族介護支援事業 P 94

② 家族介護用品支給事業 P 95

③ 成年後見制度利用支援事業 P 96

④ 介護サービス相談員派遣事業 P 97

⑤ 住宅改修支援事業 P 98

⑥ 食の自立支援事業 P 99

⑦ 介護給付等適正化事業 P 100

2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

（1）介護予防・生活支援サービス事業

①予防給付基準サービス事業（第1号事業指定事業）

a. 予防給付基準訪問介護事業（介護予防訪問介護相当サービス）

事業・取組の名称	予防給付基準訪問介護事業
対象者	要支援認定者または事業対象者（基本チェックリスト*該当者）であって、身体介護や調理等専門職員によるサービスを受けることが必要な高齢者。
事業概要	介護予防ケアマネジメントに基づき、対象者が自立した生活ができるようにホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談および助言等を行う事業です。

表 予防給付基準訪問介護実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実利用者数	人/月	323 (339)	311 (356)	317 (373)	317	317	317
支給額	千円/年	77,470 (79,505)	73,975 (83,911)	75,257 (88,357)	76,080	76,080	76,080

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 2021年度以降、実利用者数は概ね横ばいとなっており、計画値を下回っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 実利用者数が増加していない要因の一つとして、サービス供給量の不足が考えられます。
- 専門的サービスとして、自立支援に資するケアマネジメントに基づいた有効な利用としていくことが課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 専門的サービスの提供にあたっては、自立支援に資するサービスとして、自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検等を活用した意識の共有が重要です。
- 支援者に限らず、市民に向けた自立支援や介護予防の理念・意識の共有を図ります。

*基本チェックリスト：運動器機能の低下、口腔機能の低下、低栄養状態、閉じこもり、認知症、うつ等、何らかの生活機能の低下を確認するための25項目からなる質問票のことをいいます。

b. 予防給付基準通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）

事業・取組の名称	予防給付基準通所介護事業
対象者	要支援認定者または事業対象者であって、介護予防に取り組む必要があり、身体介護や機能訓練等専門職員によるサービス、入浴サービス等提供設備の整った施設でサービスを受けることが必要な高齢者。
事業概要	介護予防ケアマネジメントに基づき、対象者にサービス提供の拠点となる施設に通ってもらい、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談および助言、健康状態の確認その他の日常生活上の支援および機能訓練を行う事業です。

表 予防給付基準通所介護実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実利用者数	人/月	651 (643)	688 (684)	648 (727)	648	648	648
支給額	千円/年	174,057 (169,945)	176,295 (181,685)	177,801 (194,075)	178,070	178,070	178,070

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 実利用者数は2022年度まで計画値を上回り増加傾向にありましたが、2023年度は2022年度と同程度で推移する見込みです。

イ 第8期計画の評価・課題

- 専門的サービスの希望が多く、サービス利用により状態の維持に一定程度つながっています。しかし、継続利用者が多くなっていることが課題でもあり、自立支援に資するものとして状態改善にまでつなげることが重要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検等によるサービスの質の検証や、地域リハビリテーション活動支援事業におけるリハビリ専門職による技術的指導を通じた質の向上に継続して取り組みます。
- サービス利用者のモニタリングを重視して、適切な介護予防ケアマネジメントにより自ら目標達成に取り組むことができる体制づくりを検討します。

②通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」

事業・取組の名称	通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」
対象者	要支援認定者または事業対象者。
事業概要	<p>○介護予防ケアマネジメントに基づき、運動器機能の低下がみられ生活機能の改善が必要な高齢者に、生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラムを実施します。</p> <p>○日常生活動作や家事動作の改善に向けた運動器の機能向上教室を民間事業者に事業委託し、理学療法士が指導しています。</p> <p>○週に1回、6か月を1クールとした教室を日常生活圏域ごとに開催します。</p>

表 通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
開催回数	回	641 (600)	577 (600)	616 (600)	660	660	660
延参加人数	人	2,519 (3,700)	1,971 (3,800)	2,200 (3,900)	3,000	3,000	3,000

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 市広報・市ホームページ等を利用して事業の周知に努めました。
- 教室時間内に、地域で行う通いの場（玄さん元気教室）で行っている体操を紹介するなど、教室卒業後に地域の通いの場にも参加しやすいよう努めました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 参加者の満足度は高く継続参加希望も多くありますが、新規参加が少ない状況です。
- 卒業後、地域で行う通いの場（玄さん元気教室）を紹介しても実際の参加に至らない場合もあります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 運動器の機能低下がみられる対象者を早期に発見し、事業参加につなげる体制づくりが必要です。
- 教室終了後は地域の通いの場等へのつなぎを丁寧に行うことや、セルフケアへの移行ができるように教室参加中のプログラムを検討していきます。

③ 支え合いサービス事業

a. 支え合い通所介護事業

事業・取組の名称	支え合い通所介護事業
対象者	○地域支援事業の予防給付基準通所介護事業や通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」を利用していない要支援認定者および事業対象者であって、次に該当する方です。 ・身体介護や機能訓練、入浴のサービスまでは必要のない高齢者。
事業概要	○NPO法人、社会福祉法人、地域コミュニティ組織等の多様な団体が運営主体となり、元気な高齢者を含むボランティアと運営主体の雇用職員等が協力して実施する事業です。運営主体となる団体へ事業を委託して実施します。 ○拠点施設において実施するサービスで、送迎、昼食の提供および短時間の体操はすべての拠点で実施し、その他地区ごとに様々な内容を検討して実施します。

表 支え合い通所介護事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
拠点整備数 (累計)	箇所	13 (15)	13 (17)	13 (19)	14	15	16
実利用者数	人/月	112 (155)	107 (185)	117 (215)	120	120	120
事業費	千円/年	20,951 (26,856)	19,328 (31,032)	19,964 (35,208)	25,920	27,360	28,800

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- コロナ禍により、通所事業受託者に感染症対策を講じた上で、できる限り実施するようご協力いただきました。
- 新規の申込人数は横ばいで大きな増減はありませんが、利用回数は増加傾向です。

イ 第8期計画の評価・課題

- 計画期間に新たに事業を開始した地区はありませんでした。新たな地区での事業開始と、実施していても利用者がいない地区もあることが課題です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 介護支援専門員連絡会、地域コミュニティ組織の各種会合を通じて啓発に努めます。
- 生活支援コーディネーターと連携し、地域コミュニティ組織の会合等において本事業の趣旨説明や受託の検討を要請し、支え合いサービスの拡大に努めます。
- 引き続き、保健師や理学療法士と連携しフレイル対策の体操等の取組を広げ、利用者のフレイル予防に努めます。
- 地域包括支援センターと連携して本事業の対象とすべき新規利用者の確保を図りつつ、予防給付基準通所介護事業からの移行者の増加を目指します。

b. 支え合い生活支援サービス事業

事業・取組の名称	支え合い生活支援サービス事業
対象者	○地域支援事業の予防給付基準訪問介護事業を利用していない要支援認定者および事業対象者であって、次に該当する方です。 ・調理を除く家事援助、配食、見守り等の軽易な生活支援を受ける必要があるが、身体介護や調理等の専門的なサービスは必要のない高齢者。
事業概要	○NPO法人、社会福祉法人、地域コミュニティ組織等の多様な団体が運営主体となり、元気な高齢者を含むボランティアと運営主体の雇用職員等が協力して実施する事業です。運営主体となる団体へ事業を委託して実施します。 ○自宅を訪問して実施するサービスで、調理を除く家事援助（買い物、掃除、洗濯等）と配食・見守り等の生活支援を一体的に提供します。

表 支え合い生活支援サービス事業の計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
提供地区数 (累計)	箇所	10 (12)	11 (14)	11 (15)	12	13	14
実利用者数	人/月	114 (105)	116 (125)	116 (145)	120	120	120
事業費	千円/年	23,849 (25,092)	24,049 (29,700)	23,798 (33,408)	28,800	30,600	32,400

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 生活支援の利用者数および回数が増加しました。また、新規の申込者数は横ばいです。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2022年度から新たに1地区が事業を開始し、実施地区が11地区となりました。
- 事業を開始していますが、利用者がいない地区があることが課題です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、社会福祉法人、NPO法人等の個別訪問等を行い、本事業の受託検討要請を行います。
- 介護支援専門員連絡会、地域コミュニティ組織連絡会等の各種会合を通じて、本事業の啓発等にさらに努めます。
- 生活支援コーディネーターと連携し、地域コミュニティ組織の会合等において本事業の趣旨説明や受託の検討要請に努めます。
- 地域包括支援センターと連携して本事業の対象とすべき新規利用者の確保を図りつつ、予防給付基準訪問介護事業からの移行者の増加を目指します。
- 配食サービスについては、食の自立支援事業と併せて検討します。

④介護予防ケアマネジメント事業

事業・取組の名称	介護予防ケアマネジメント事業
対象者	介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者である要支援者および事業対象者。
事業概要	<p>○予防給付基準訪問介護、予防給付基準通所介護、通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」、支え合い通所介護事業、支え合い生活支援サービス事業が効果的にまた効率的に提供されるようにケアプランを作成するなどの援助を行います。</p> <p>○利用者本人やその家族の意向（なりたい姿）を的確に把握し、自立支援や介護予防に向けて専門的な見地から必要なサービスや支援を位置づけたケアプランを作成し、必要に応じてプランの見直しを行います。</p>

表 介護予防ケアマネジメント事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実利用者数	人/月	676 (696)	639 (733)	615 (772)	745	745	745
支給額	千円/年	35,760 (36,103)	34,050 (38,059)	32,713 (40,136)	40,140	40,140	40,140

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- プランの件数について、予防給付に関するものは増加しているものの、介護予防ケアマネジメントの件数は若干減少しています。
- 介護支援専門員連絡会での研修、地域リハビリテーション活動支援事業によるリハビリ専門職からの助言、自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検等により、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの強化に取り組みました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 利用者のニーズや困りごとに焦点を当てたアプローチとなっているケースが多いことが課題となっています。
- 「心身機能」「活動」「参加」の各要素にバランスよく働きかけることが重要であり、生活の質の向上を目指すことで、住み慣れた地域で暮らし続けられるような明確な目標設定が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 「介護予防、自立支援のための介護予防ケアマネジメントのあり方」を意識共有できるように、地域包括支援センター職員および介護支援専門員に対する研修・支援を行います。
- ケアプラン点検等により、介護予防ケアマネジメントプロセスの評価を行い、自立支援の視点の定着やアセスメント力の向上に努めます。
- 利用者や家族に対してもサービスによって期待される効果や目標を共有し、主体的に達成に向けて取り組めるような体制づくりを目指します。

(2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

事業・取組の名称	介護予防把握事業
対象者	高齢者
事業概要	本人やその家族からの相談や医療機関等との連携により、収集した情報等を活用して、何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動につながります。

表 基本チェックリスト該当者数

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
該当者数	人	300	276	

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 本人からの相談等に対し必要に応じて基本チェックリスト等を実施することにより、運動器機能の低下等の徴候がある方を早期に把握し身体状況等に応じた介護予防活動につないでいます。

イ 第8期計画の評価・課題

- 関係機関等との連携により何らかの支援を要する方を早期に把握し、本人の状態や地域の実情に応じた介護予防活動につながりました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 高齢者の身体状況や環境に応じて、適切な介護予防活動につながります。

②介護予防普及啓発事業

a. 健康教室

事業・取組の名称	健康教室
対象者	一般高齢者等
事業概要	いくつになっても元気で自立した生活ができるようにするため、身近な地域での健康づくりや介護予防普及啓発として、但馬長寿の郷専門的人材派遣事業を活用した理学療法士、作業療法士やウェルストーク豊岡の健康運動指導士、理学療法士や保健師、栄養士、歯科衛生士等が地域に出向き、健康や介護予防の講話や運動を実施しています。

表 健康教室実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実施回数	回	484 (240)	645 (260)	750 (280)	770	790	810
延参加人数	人	4,397 (4,900)	5,535 (5,100)	6,000 (5,300)	6,200	6,400	6,600

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 地区・地域コミュニティから依頼を受け、身近な場所での健康づくりや介護予防普及啓発として、専門職（理学療法士・作業療法士、健康運動指導士、保健師、栄養士、歯科衛生士）が講話や実技指導を行っています。
- 地域の健康課題や推進していきたいことをテーマに健康づくり応援隊事業を実施しています。また、介護予防普及啓発事業として、「玄さん元気教室」の体験講座や健康教育の中で栄養・口腔機能・運動等のテーマに関連付けてフレイル予防を実施しています。2021年度～2023年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため地域での集まりの自粛があり、健康教室を中止・延期する地域もみられました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 健康づくり応援隊等の事業説明を市広報や市ホームページ等で行っていますが、事業の希望がなかった区に健康教室を紹介し、行政区・地域コミュニティ組織での実施をさらに推進していく必要があります。
- 地域コミュニティ組織等とともに地域の現状や課題を把握し、介護予防事業の実施がない区に、事業を推進できるような検討が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 地域の現状や健康課題を把握し、ニーズに合わせたテーマで地域に出向き健康教室を継続実施します。
- 地域コミュニティ組織等とともに健康教室を継続実施します。
- 地域の現状に合った事業を検討します。

b. 健康相談

事業・取組の名称	健康相談
対象者	一般高齢者等
事業概要	<p>○市民一人ひとりが自分自身の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組む機会のひとつとして、保健師・栄養士・歯科衛生士等が個別健康相談を実施しています。</p> <p>○健康教室等で地域に向いたときにも、血圧測定や健康チェックを実施し、個別相談による健康の意識啓発を行っています。</p>

表 健康相談実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実施回数	回	224 (320)	253 (340)	270 (360)	280	290	300
延参加人数	人	2,038 (3,400)	2,190 (3,600)	2,500 (3,800)	2,700	2,900	3,100

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 健康相談事業は、健診時には栄養相談などの保健指導やフレイル相談を行い、健診結果相談会では生活習慣の改善等の健康相談を個別に行っています。
- 健康教室の出務時にも血圧測定や相談の希望があれば個別で健康相談を行っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 健康相談事業は、生活習慣の改善やフレイルの啓発等、健康に対する意識啓発に重要な役割を果たしており、今後も継続することが必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 健康相談事業を今後も継続して実施します。

c. 運動教室「はつらつチャレンジ塾」

事業・取組の名称	運動教室「はつらつチャレンジ塾」
対象者	一般高齢者
事業概要	<p>ウェルストーク豊岡の施設を利用した小集団で週1回運動を行い、自宅では個別運動プログラムを実践できるように指導しています。運動初心者や低体力者でも安全で効果的に運動習慣を身に付けること目指しています。</p> <p>※ウェルストーク豊岡のフィットネススタジオ、トレーニングジム、温水プールを利用し、個人の体力に合わせた運動メニューに取り組む健康運動教室です。教室は少人数のグループ制で、週1回・4カ月間実施するもので、専門の指導員が指導にあたっています。そのため、運動初心者や低体力者でも、安全で効果的に運動習慣を身に付けることが可能です。</p>

表 運動教室（はつらつチャレンジ塾）実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
実施回数	回	192 (192)	192 (192)	192 (192)	192	192	192
延参加人数	人	3,113 (3,600)	3,244 (3,600)	3,300 (3,600)	3,600	3,600	3,600

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 個人の体力に合わせた丁寧な指導により、運動初心者や低体力者でも安全で効果的な運動事業を行っています。
- 2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4ヵ月×2クールに変更して実施していましたが、2021年度からは4ヵ月×3クールで実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 運動教室終了後、地域の教室に移行しやすくするために、はつらつチャレンジ塾に玄さん元気教室で行う体操を取り入れています。
- 利用者が固定化している傾向にあるため、運動初心者等の新規参加者を増やす運動教室の開催方法の検討が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 運動教室終了後も運動継続できるように「玄さん元気教室」、市内の運動施設、運動健康ポイント制度等の活用等、継続に向けて情報提供を行います。
運動初心者が運動を始めるきっかけづくりとして、「玄さん元気教室」、ウェルストークの利用等、身近な地域にや日常生活の中で体を動かす習慣が継続するよう支援します。

③地域介護予防活動支援事業

a. 健康まちづくり指導員養成事業

事業・取組の名称	健康まちづくり指導員養成事業
対象者	運動指導や区での健康づくり普及に意欲のある市民で健康まちづくり指導員としての活動を希望する方
事業概要	「玄さん元気教室」において集団運動指導を行い、市民が教室を自主的に継続実施できる人材を養成します。

表 健康まちづくり指導員養成事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
教室数	会場	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
実施回数	回	0 (4)	1 (4)	2 (4)	3	3	3
延参加人数	人	0 (112)	20 (112)	40 (112)	84	84	84

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 2023年度の登録者数は26人となっています。指導員フォロー研修は、2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止、2022年度・2023年度は各1回実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 「玄さん元気教室」は地域の住民主体で実施されている教室であり、継続して支援していくために健康まちづくり指導員の存在は不可欠です。
- 健康まちづくり指導員は、体操指導だけではなく各団体（玄さん元気教室）の世話役等から活動の様子や参加者について情報を収集し、行政につなぐ役割も担っています。
- 参加者の年代や体力も幅広いため、様々な視点を持って支援を行っていくために、引き続きフォロー研修を実施し、指導員全体のスキルアップを図っていく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 住民が自主的に「玄さん元気教室」を継続実施できることを支援するために、健康まちづくり指導員にフォロー研修等を行い、適切な人材を必要に応じて育成していきます。

b. 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」

事業・取組の名称	地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」
対象者	一般高齢者等
事業概要	<p>市民による地域での健康づくりと交流の場づくりを目的に、「玄さん元気教室」という自主活動組織を立ち上げ、また、継続して運営できるように支援しています。</p> <p>※「玄さん元気教室」は、歩いて行ける地区の会館等に週に一度集まって、ストレッチ・スロー筋トレ・音楽体操を行う住民主体の健康運動プログラムです。生涯にわたって歩いて出かけること、筋トレによって筋力を維持強化すること、住民同士のつながりを高めることを目指し、「歩いて暮らすまちづくり」の重要な柱に位置づけています。</p>

表 地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」の計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
団体数	団体	217 (235)	217 (245)	210 (255)	217	225	235
実施回数	回	417 (1,000)	582 (1,020)	610 (1,060)	620	630	640
延参加人数	人	3,811 (12,000)	5,439 (12,240)	5,600 (12,720)	5,700	5,800	5,900

※64歳以下の参加者含む

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 玄さん元気教室の実施団体数は2021年度・2022年度は217団体、2023年度210団体（11月時点）となっています。
- 玄さん元気教室奨励金交付団体数は2021年度200団体、2022年度195団体、2023年度195団体（11月末時点）となっています。
- 市の保健師・運動指導員・市が養成した「健康まちづくり指導員」26名を中心に、教室の運営を支援しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 保健師・栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士が質問票等を活用しながら、フレイルに関する講話を行い、フレイル予防の知識の啓発も行っています。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動自粛・中止をしていた団体もあり参加者が減少しているため、団体が活動を維持できるように支援が必要です。
- 各団体における参加人数の減少、お世話役の後継者の不在等、継続が難しい団体も出てきているため、定期的な状況把握が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業の中で、地域自主活動支援事業として「玄さん元気教室」を継続します。
- 第9期計画期間中に235団体実施を目指します。新規・継続団体ともに、中止団体や活動力が低下している団体には市が運営支援を行い、継続実施につなげていきます。
- 参加者の身体状況に応じた運動プログラムを提供し、自主的な運動が継続できるよう支援します。

④地域リハビリテーション活動支援事業

事業・取組の名称	地域リハビリテーション活動支援事業
対象者	65歳以上の高齢者の支援の活動に関わる方
事業概要	地域における介護予防の取り組みを強化するため、但馬長寿の郷に依頼し、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へリハビリテーション専門職の派遣を行います。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 自立支援型地域ケア会議や訪問型地域リハビリテーション活動支援事業において、リハビリテーション専門職等が定期的に関与することにより介護支援専門員のスキルアップを行い、介護予防ケアマネジメント力の向上を図りました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護支援専門員へのアンケートによると、自立支援型地域ケア会議で新たな気づきがあったという回答が多く、訪問型についても介護支援専門員のスキルアップにつながったと回答した人が多くなっていました。
- 事業所支援型では、利用者の身体状況を理解した上で具体的な支援方法を助言し、事業所職員のスキルアップを図りました。介入前後のアンケートでは、職員の利用者支援に対する迷いや悩み等の軽減にもつながったことが確認できました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 自立支援型ケアマネジメントへつなげるため、リハビリ専門職からの利用者の身体評価に基づいた助言・提案を介護支援専門員が受けることができるよう、自立支援型地域ケア会議や訪問型地域リハビリテーション活動支援事業の周知を図り、活動に努めます。
- 通所等で自立支援となる取組を促せるよう、事業所支援型地域リハビリテーション活動支援事業を引き続き実施します。

3 包括的支援事業の推進～地域支援事業～

(1) 地域包括支援センター運営事業

①総合相談支援事業

事業・取組の名称	総合相談支援事業
対象者	市民
事業概要	<p>○地域包括支援センターは、高齢者に関する介護、保健、医療等さまざまな悩みや心配ごとの総合相談窓口として高齢者やその家族の支援を行います。</p> <p>○相談者の困りごとを解消するため、必要に応じ適切な制度、サービス等につないでいます。</p> <p>○地域住民や事業所等で地域の高齢者を緩やかに見守り、異変等に気付いたときには地域包括支援センターに連絡が入る仕組みとして、「高齢者見守りネットワーク事業」を実施しています。</p>

表 総合相談支援事業の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
延総合相談件数	件	16,943	16,826	

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 高齢者やその家族の様々な相談を受け止め、窓口での聞き取りや訪問により相談者の生活環境の実態把握や課題分析を行い、必要に応じ適切なサービスや社会資源につなげる支援を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 高齢者の総合的な相談窓口として、関係機関と連携しながら支援を行うことができました。しかし、年々相談件数が増加し、相談内容は複雑化・困難化しています。特に身寄りがない方等、複合多問題世帯の支援にかなりの時間を要しています。支援困難事例に対応できるよう、体制の強化と職員の対応能力向上を図ることが必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 高齢者の様々な相談を受け止め、ニーズに応じた適切なサービスにつなぎ、継続的な支援を行います。
- 支援困難事例に対応できるよう体制強化を進めるとともに、研修の受講等を通じて職員の対応能力の向上を図ります。
- 支援を必要とする高齢者の早期把握及び継続的な支援を行うため、地域住民、介護サービス事業者、医療機関、民生委員等、地域の様々な関係者とネットワークの構築に努めます。

②権利擁護事業

事業・取組の名称	権利擁護事業
対象者	高齢者
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターは、高齢者虐待、成年後見制度等の権利擁護に関する相談を受け、関係機関と連携しながら対応しています。 ○高齢者虐待防止対策として、地域住民の意識の向上を図り、各種団体と協働しながら啓発活動を行っています。 ○成年後見申し立てや後見人候補者選定等を支援しています。 ○高齢者を消費者被害から守るため、市消費生活センターや但馬消費生活センター等の関係機関と連携して、早期の情報把握や情報共有を図っています。

表 権利擁護に関する延相談件数

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
成年後見制度	件	338	530	
高齢者虐待	件	1,005	827	
消費者被害	件	13	12	
その他	件	105	41	

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 高齢者虐待の通報や相談を受けた場合は速やかに訪問して状況を確認するなど、事例に即した適切な対応に努めました。
- 高齢者虐待対応や成年後見制度等の知識習得、能力向上のため、研修会の開催や研修会への参加を行いました。
- 権利擁護に関する相談窓口や成年後見制度の周知を行いました。
- 豊岡市消費生活センターと意見交換・情報交換を実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 市や地域包括支援センターの職員は高齢者虐待に対して適切に対応できるように、引き続き研修や事例検討を通じて知識習得、能力向上を図ることが必要です。
- 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関との連携強化が必要です。
- 成年後見申立手続きは時間を要するため、後見人等が決定するまでの支援をどのように行っていくか課題となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 地域包括支援センター職員の資質向上を図るとともに関係機関との連携を強化し、権利侵害の予防や適切な対応に努めます。
- 成年後見制度を幅広く周知するとともに成年後見制度が必要となる方の支援方法について関係機関と連携し、検討を行います。
- 豊岡市消費生活センターや但馬消費生活センター等の関係機関と連携し、消費者被害の防止に努めます。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

事業・取組の名称	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
対象者	介護支援専門員
事業概要	<p>○高齢者が地域で暮らし続けるため、高齢者やその家族が課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、包括的・継続的に支援を行うことが必要です。その中心的な担い手である介護支援専門員に対して、介護支援専門員連絡会を通して支援を行うとともに、圏域ごとの介護支援専門員ネットワーク連絡会を開催し、情報提供等を行っています。</p> <p>○医療、介護、福祉等の多職種連携に向け、介護支援専門員間の連携強化が重要であり、主任介護支援専門員連絡会を通じて、事業所間の垣根を越えた助言・指導の支援を行っています。</p>

表 介護支援専門員支援回数の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
ケース検討会議	件	44	38	
同行訪問	件	516	411	
個別相談情報提供	件	2,391	2,209	
サービス担当者会議	件	82	83	
合計	件	3,033	2,741	

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 介護支援専門員連絡会や事例検討会を開催し意見交換の場を設けるとともに、同行訪問やケース検討会議等により介護支援専門員の支援を行っています。
- コロナ禍で介護支援専門員同士の情報共有がしづらい状況下で、オンラインを活用し介護支援専門員連絡会や研修会を実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 個別相談件数が増加しており、ケース検討会議等でより十分に検討できる体制づくりが課題です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの主任介護支援専門員が連携し、市内の各事業所の介護支援専門員を指導・助言できる体制の強化に継続して努めます。
- 介護支援専門員の抱える問題の解決につながるような研修会を検討し開催します。
- コロナ禍で休止していた圏域ごとの介護支援専門員ネットワーク連絡会の連携体制がとれるように支援します。

④地域包括支援センターの運営と機能の充実

事業・取組の名称	地域包括支援センターの運営と機能の充実
対象者	地域包括支援センター
事業概要	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメントおよび居宅介護支援事業者等のケアマネジメント支援（包括的・継続的ケアマネジメント支援）等を業務とし、市と一体になって地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進しています。</p> <p>①高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加に応じた人員体制の整備</p> <p>②市によるセンター運営方針（包括的支援事業実施方針）の明確化と具体的内容の提示</p> <p>③センター間の連携の強化と効率的かつ効果的な運営（国が例示する手法では、直営の基幹型センターや機能強化型センターの設置等があります。）</p> <p>④運営協議会によるP D C A（計画、実行、確認・評価、見直し・改善）サイクルによる継続的な自己評価および点検の実施</p>

表 地域包括支援センターの設置状況等

地域包括支援センター	担当圏域	項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度 [見込]
豊岡地域包括支援センター	豊岡	65歳以上人口	人	12,231	12,226	12,149
		総合相談件数	件	8,770	8,509	
		配置人数（内三職種）	人	12（8）	11（8）	12（7）
城崎・竹野地域包括支援センター	城崎・竹野	65歳以上人口	人	4,110	4,097	4,029
		総合相談件数	件	3,091	2,674	
		配置人数（内三職種）	人	5（5）	5（5）	5（5）
日高地域包括支援センター	日高	65歳以上人口	人	5,540	5,509	5,505
		総合相談件数	件	2,199	2,729	
		配置人数（内三職種）	人	7（4）	7（4）	9（6）
出石・但東地域包括支援センター	出石・但東	65歳以上人口	人	5,032	4,992	4,972
		総合相談件数	件	2,883	2,914	
		配置人数（内三職種）	人	6（4）	6（6）	6（6）
市全体	市全域	65歳以上人口	人	26,913	26,824	26,655
		総合相談件数	件	16,943	16,826	
		配置人数（内三職種）	人	30（21）	29（23）	32（24）

※65歳以上人口およびセンター配置人数は、各年度4月1日現在

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 市内に4箇所（2分室）の地域包括支援センターを設置しており、すべて豊岡市社会福祉協議会に委託しています。
- 2021年度から豊岡地域包括支援センター内に各センター間の連携・調整等の役割を担う職員を配置しました。
- 定期的（毎年度概ね2回）に地域包括支援センター運営協議会を開催し、市の実施方針やセンターの事業計画・事業実施状況・実績等について協議・評価を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 身寄りのない方や複合多問題世帯の相談等、支援に時間を要するケースの増加、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策への対応等、年々業務量が増加しています。センターの業務量を把握し、委託先と必要な人員体制の協議を行いながら対応していますが、人員確保が難しい状況です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 現行のとおり4箇所の地域包括支援センターを豊岡市社会福祉協議会に委託し、包括的支援事業等を実施します。
- センターの業務量の把握に努め、随時、委託先と必要な人員体制の協議を行い、対応を検討します。
- 市のバックアップ体制を強化し、引き続き業務が効果的・効率的に推進できるよう取り組みます。

⑤地域ケア会議推進事業

事業・取組の名称	地域ケア会議推進事業
対象者	市民
事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らせる地域づくりを目指し、日常生活圏域（市内6圏域）ごとに介護保険サービス事業所、地域の関係機関等の多職種で構成する「地域ケア会議」を開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域ケア会議」は、開催目的や機能（5つの機能：①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）を明らかにするとともにその活用を図り、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むことが求められています。 ・圏域ごとの「地域ケア会議」は、地域包括支援センターが主体的に取り組んでいます。 ・地域包括支援センターは課題整理を行い、個別事例検討会を振り返ることで、地域の中に潜む問題点等を明らかにする取組を行っています。

表 地域ケア会議開催状況（開催回数）

日常生活圏域	2021年度		2022年度		2023年度[見込]	
	定例会	困難ケース事例検討会	定例会	困難ケース事例検討会	定例会	困難ケース事例検討会
豊岡	20	14	20	9	20	16
城崎	9	1	9	2	9	2
竹野	9		9		9	
日高	15	14	15	12	15	12
出石	8	2	8	5	8	2
但東	8		8		8	

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 各地域包括支援センター（4センター）がおおよそ月1回、1回あたり2事例の検討を行う自立支援型地域ケア会議を開催しました。また、各センターに年2回程度、検討した事例への提案内容やケアプランへの提案の活用状況等の振り返りを実施し、ケースからみえた課題を地域課題として検討しました。
- 自立支援型地域ケア会議の目的等について介護支援専門員や提案を行う参加者へ説明し、再度、共有しました。
- 困難ケースについて個別ケア会議を随時開催し、ケースについて関係機関と連携し支援しました。
- 2023年度に地域ケア推進会議を設置し、各圏域の課題のうち豊岡市全体の課題であると判断した案件は部会を立ち上げ協議しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 自立支援型地域ケア会議で積み上げた課題を協議していく地域ケア推進会議を設置しました。今後、検討を深めていきます。
- 自立支援型地域ケア会議では、本人の望むことについて多職種で検討を重ねました。
- 介護支援専門員に行ったアンケートでは、事例検討したことで77%が新しい気づきがあった、62%がスキルアップにつながったと回答がありました。
- 地域ケア会議からあがってきた地域課題について、介護支援専門員と民生委員の顔合わせや、全但バスの乗り方説明の動画作成、買い物支援等、生活支援コーディネーターと連携して取り組んできました。
- 個別ケア会議では、身寄りのない人等の相談が増えており、支援に行き詰るケースが増えています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 自立支援型地域ケア会議は、本人の望む生活を送ることができるよう、自立に向けたケアプランが立てられ支援につながるよう開催します。
- 個別ケースから見えてきた地域課題を整理し、地域ケア推進会議へつなげます。

表 「地域ケア会議」の5つの機能

項目	個別課題 解決機能	ネットワーク 構築機能	地域課題 発見機能	地域づくり・ 資源開発機能	政策形成機能
豊岡市地域ケア推進会議				○	○
自立支援型地域ケア会議	○	○	○		
個別ケア会議	○	○	○		

(2) 在宅医療と介護の連携推進

事業・取組の名称	在宅医療・介護連携推進事業
対象者	医療・介護に従事する方
事業概要	<p>○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療^{*1}と在宅介護^{*2}の提供を行う必要があります。</p> <p>○多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、豊岡市医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。</p>

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」において、連携に関する課題の抽出と対応策の検討、情報交換・共有、合同研修会の開催等の事業を行っています。
- 「豊岡市在宅医療・介護連携支援センター」において、病院から退院後に訪問診療を必要とする患者と地域の医師をつなぐ取組が行われています。
- 「但馬圏域退院支援運用ガイドライン」を活用して、病院から在宅への円滑で効果的な移行支援が進められています。
- 2020年12月から、ICTを活用して医療・介護の専門職が相談・情報共有できる仕組みが整備されました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」を通じて顔の見える関係となることで、医療・介護関係者のネットワーク化が図られ、多職種間の相互理解が深まっています。
- 「豊岡市在宅医療・介護連携支援センター」では、2017年10月の開設から、随時退院調整に関する相談を受け付けています。入退院支援の課題の分析も行われています。
- ICTを活用した情報共有ツールの整備により、よりスムーズに多職種間の情報共有等が行えています。
- 高齢者の「在宅生活の限界点を上げる」ために、病院からの退院支援、日常での療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で医療と介護が連携を図ることのできる体制の整備と目的を共有する必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き「豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会」を通じて、地域の医療・介護の関係機関の連携を強めていきます。
- 医療関係者、介護関係者、市が協働し、PDCAサイクルを意識して取り組むよう努めます。

^{*1}在宅医療：医師に加え、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種等多くの職種によって提供されます。

^{*2}在宅介護：各種介護・介護予防サービス事業者によって提供されます。

(3) 生活支援体制整備事業

事業・取組の名称	生活支援体制整備事業
対象者	市民、事業者等
事業概要	<p>○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置や協議体の設置等を通じて、高齢者等の生活支援・介護予防サービスの創出や発掘、サービス提供主体、住民、行政等の連携強化、就労的活動による高齢者の社会参加等を図る事業です。</p> <p>○生活支援体制整備は階層ごとに行います。第1層を市全域、第2層を地区（地域コミュニティ組織の範囲）としています。</p> <p>○生活支援コーディネーターは、次のような業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の生活支援ニーズと資源状況の把握、見える化および住民への問題提起 ・NPO法人、社会福祉法人、地域コミュニティ組織等多様な主体に対する生活支援への協力依頼 ・生活支援の担い手の発掘・養成およびサービスの開発 ・地区の生活支援の関係者のネットワーク化 ・生活支援ニーズと助け合い活動のマッチング <p>○第2層協議体は、本市では地域サポート会議と称し、次のような機能や役割をもちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの組織的支援（コーディネーターと同様の機能）を行うこと ・生活支援の企画立案、方針策定を行う場 ・地域づくりにおける意識統一を図る場 ・関係者の情報交換や生活支援の働きかけの場

表 生活支援コーディネーター活動の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
地域福祉研修会の実施	地区			
地域コミュニティ組織協議の場への参加	回			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 市の生活支援体制整備事業担当係長を第1層生活支援コーディネーターとし、第2層生活支援コーディネーターは豊岡市社会福祉協議会に委託し各圏域に6名配置しています。
- 第2層生活支援コーディネーターは、地域コミュニティ組織（福祉部等）や行政区において、住民による地域課題の協議・検討を行う場の設定や運営の支援を行いました。
- 住民が定期的に地区の課題等を話し合う場となる「協議体」は、2023年10月現在で25地区の設置となっています。
- 担い手の養成及び住民による地域課題解決力を強化するため、地区等で地域福祉研修会を実施しました。
- 地域コミュニティ組織によるサロン・カフェ、移動支援の取組等、社会資源が創出されました。
- 買い物支援ネットワーク会議の開催等、地域課題の解消に向けた関係機関とのネットワークの構築

に努めました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 地域コミュニティ組織関係者や地区住民との関係づくりを進め、住民の主体的な活動の支援ができました。
- 企業等と連携し、買い物困難者等への支援活動の展開を図ることができました。
- 介護予防ケアマネジメント等において活用できるよう、サロン活動や玄さん元気教室等の社会資源情報をマップに落とし込み見える化する取組を進めました。引き続き、既存資源の発掘や必要な新たな資源の創出が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 第2層の生活支援体制整備事業の取組は、引き続き、地区（地域コミュニティ組織の範囲）を中心に進め、地区住民の意向に配慮しながら、第9期計画期間中に全地区で設置を目指します。
- 第1層協議体について、第2層協議体の設置状況を考慮しつつ、既存の協議組織等との関係を整理し、その設置の必要性を検討します。
- 地区住民等の地域課題・生活支援ニーズを把握しながらその地区に必要な社会資源の創出に努め、関係機関と連携し住民の主体的な活動を支援します。
- 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置の必要性や可否を検討します。

(4) 認知症総合支援事業

豊岡市認知症総合支援事業（認知症あんしん大作戦）の取組

目指す姿：認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる。

豊岡市認知症支援ネットワーク会議

〔業務〕 認知症支援事業の企画・調整、ネットワーク構築、初期集中支援チームの活動について検討
 〔組織〕 認知症サポート医、民生委員・児童委員、家族介護者、介護保険事業所、豊岡市社会福祉協議会、認知症疾患医療センター、県、行政等

※赤字：重点的に取り組むもの

認知症の人やその家族の視点を重視して、取り組みを行う	五つの柱	豊岡市の取り組み（第8期）
	① 普及啓発・本人発信支援	a. 認知症サポーター養成と受講後の活動の支援 b. 認知症キャラバンメイトの活動支援 c. 身近な場における認知症理解の普及・啓発
	② 予防	a. 認知症予防講座の開催
	③ 早期発見・早期対応	a. 地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり b. 認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携 c. 認知症ケアネット（国：認知症ケアパス）の周知・活用 d. 認知症初期集中支援チームの周知・活用
	④ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	a. 認知症地域支援推進員の設置 b. 介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催 c. 認知症の人と介護者への支援 ・認知症カフェの周知 ・認知症カフェ等の立ち上げ支援および運営支援 ・認知症家族介護教室の実施
	⑤ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	a. 若年性認知症の人と家族への支援 ・相談窓口の周知 ・若年性認知症の人と家族のつどいの実施 ・若年性認知症生活支援相談センター等との連携 ・当事者の居場所づくり・社会参加への支援 ・当事者および家族の思いの発信 b. 権利擁護の推進（●ページに記載） ・消費者行政窓口、弁護士会等職能団体との連携 ・市民後見、法人後見の検討 ・権利擁護研修会の実施 c. 地域見守り体制の充実 ・高齢者見守りネットワークの充実 ・認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実 ・個別ケア会議の開催

①普及啓発・本人発信支援

a. 認知症サポーター養成と受講後の活動の支援

事業・取組の名称	認知症サポーター養成と受講後の活動の支援
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職場、学校等で認知症高齢者やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成しています。</p> <p>○認知症サポーターのうち、ボランティアとして活動意欲のある方またはフォローアップ講座を希望する方に対して、見守りや傾聴等の支援活動を具体的に伝えることで地域での活動につなげる「フォローアップ講座」を開催しています。</p>

表 認知症サポーターの養成状況

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
認知症サポーター養成講座	実施回数	回	18 (30)	25 (40)	40 (40)	30	30	30
	延養成人数	人	584 (600)	633 (800)	600 (800)	600	600	600
認知症サポーターフォローアップ講座	実施回数	回	1 (4)	1 (4)	1 (4)	1	1	1
	受講人数	人	15 (20)	17 (20)	4 (20)	20	20	20

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 認知症サポーター養成講座について周知し、講座の要請のあった学校・事業所（電力会社や金融機関等）・地域の集まり等で実施しました。「認知症サポーター養成講座」受講後に見守りや声掛け、ボランティア活動等につながるよう「認知症サポーターフォローアップ講座」を開催し、認知症カフェ等での活動につなげています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 認知症サポーター養成講座受講後のアンケートでは、99%が認知症について理解できたと回答し、75%が普段の生活や仕事の中で活かせると回答しており、認知症に対する理解と正しい対応方法の啓発につながっています。
- 認知症サポーターフォローアップ講座を受講後、認知症カフェでボランティアとしての活動へつなげることもできました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 地域包括支援センターや介護保険事業所に在籍する認知症キャラバンメイトが中心となり「認知症サポーター養成講座」の開催を引き続き行い、高齢者の生活場面に関わりがある商業施設等にも認知症について正しい知識と理解を広め、地域の中で見守るサポーターを増やしていきます。また、学童期からの理解を広めるため、教育委員会等と連携し講座の実施に努めます。
- 「認知症サポーター養成講座」の受講により、認知症に関する知識の普及とともに、対応や声かけ・

見守り等を身近なこととして認識してもらうよう内容を工夫します。

- 認知症サポーター養成講座受講後の活動の定着へつながるよう「認知症サポーターフォローアップ講座」を引き続き開催し、活動につながる仕組みづくりを図ります。

b. 認知症キャラバンメイトの活動支援

事業・取組の名称	認知症キャラバンメイトの活動支援
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症に関して地域の中で普及や啓発を行う指導者としての役割を担い、「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「キャラバンメイト」を養成するとともに、キャラバンメイトが活動しやすいように連絡会を開催しています。</p> <p>○認知症サポーター養成講座を開催できる能力の向上のために、研修の機会を提供しています。</p>

表 認知症キャラバンメイトの養成状況

		単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
	県等開催の講座 受講人数	人	3	0	5
キャラバンメイト 連絡会・研修会	実施回数	回	1	1	1
	参加人数	人	16	14	20

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 年1回キャラバンメイト連絡会を開催し、認知症に関する情報提供や家族介護者の思い等を学習する機会を持ちました。

イ 第8期計画の評価・課題

- キャラバンメイトが活動しやすいように、キャラバンメイト連絡会や情報提供等の機会が必要です。リーダー役を担う仕組みづくりはできませんでしたが、連絡会において活動しやすい情報提供や研修会を行いました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- キャラバンメイト連絡会の開催や情報提供を行うなど、今後も活動支援を行います。
- 現在キャラバンメイトとして活動していない方の活動支援に取り組みます。

c. 身近な場における認知症理解の普及・啓発

事業・取組の名称	身近な場における認知症理解の普及・啓発
対象者	市民
事業概要	○認知症は誰にでもなりうること、認知症に関する正しい知識を身につけること及び認知症への偏見を払拭することのために、地域や、地域コミュニティ組織等の身近な場で広く普及啓発を行います。

表 身近な場における認知症理解の普及・啓発の計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実施回数	回	作成 (9)	14 (10)	8 (10)	10	10	10
延参加人数	人	作成 (300)	202 (330)	100 (350)	200	200	200

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- イベント型ではなく、「身近な場における認知症理解の普及・啓発」として、地域や団体への普及啓発を行いました。
- 認知症に対する偏見の払拭や、自分が認知症の症状があった場合に希望する支援等をテーマにしたDVD「認知症とともに」を作成し、貸し出しを行いました。また、希望により保健師等が講話を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 認知症に対する偏見の払拭や、正しい理解の啓発につながっています。2022年度に視聴者へアンケートを実施した結果、76%の人が認知症について理解できたと回答されました。
- 様々な機会を通じてDVDを周知していく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、地域や団体に周知を行い、DVDを使った認知症理解の普及啓発を行います。
- 認知症の人を含めた一人ひとりが、自分らしく相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現に向けて、普及啓発を行います。
- 認知症になるとどのような変化があるか等、自分ごととして感じられるような啓発活動を行います。

②予防

a. 認知症予防講座の開催

事業・取組の名称	認知症予防講座の開催
対象者	市民
事業概要	○認知症を正しく理解した上で、予防とは「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを周知し地域において認知症予防への関心が高まることを目的として、「認知症予防講座」を開催しています。

表 認知症予防講座の開催実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実施回数	回	4	5	10
参加者数	人	87	95	200

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 地域での健康教室、通いの場や支え合い通所事業所や生きがい活動事業所のスタッフに対し、体を動かしながら脳を使う二重課題運動の紹介を行い、様々な場で実施できるよう努めました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 認知症についての関心度は増加しており、地域で認知症に関する正しい知識の普及が必要です。
- 予防とは「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを周知しました。
- 二重課題のレクリエーションを通いの場や支え合い通所事業所や生きがい活動事業所のスタッフへ紹介し、様々な場で実施してもらえるよう努めました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、予防とは「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを周知し、認知症の早期発見・早期診断および早期対応できるように、地域の健康教室等、様々な機会を通じて啓発します。

③早期発見・早期対応

a. 地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり

事業・取組の名称	地域包括支援センター等に早期に相談がつながる仕組みづくり
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症についての相談窓口として、市および地域包括支援センターを「認知症相談センター」と位置づけ、周知を行っています。</p> <p>○認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の関係機関と連携を図りながら、認知症に関する相談に対応しています。</p>

表 認知症に関する相談件数の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実人数	人	350	307	362
延件数	件	1,004	925	1086

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 「認知症相談センター」をホームページや市広報、地域での健康教室の際等に周知を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- アンケート調査の結果、認知症に関する相談窓口を知っていると回答した人は30%で、前回調査時から増減はありませんでした。
- 認知症の相談窓口として認知症相談センターに相談する人は前回調査時から増減はありませんが、かかりつけ医へ相談すると回答した人は増えています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 早期に相談につながるよう、引き続き、医療機関や民生委員等の身近な相談先を広く市民に周知する他、「認知症相談センター」の周知を図ります。
- 普及啓発を通じて、認知症は身近なことであることと、早期発見・早期対応の重要性を伝えるとともに、相談しやすい地域づくりを推進します。
- 早期相談時に十分なアセスメントと支援の方針立てができ、支援介入がスムーズに行えるよう認知症のアセスメントについて相談員の資質向上に努めます。

b. 認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携

事業・取組の名称	認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携
対象者	市民
事業概要	<p>○認知症に関して専門的な診断や治療が必要な高齢者は、公立豊岡病院内の「認知症疾患医療センター」で診断や治療を受ける体制が整備されています。</p> <p>○認知症の早期から、適切な診断と正しい知識に基づいた本人・家族の支援を行うことを目的に認知症連携用紙*を作成し、活用方法について地域包括支援センター、介護支援専門員等に周知しています。</p> <p>○地域における認知症ケア体制および医療との連携体制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目ない提供に努めています。</p>

表 認知症疾患医療センター等との連携件数

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実人数	人	2	3	3
延件数	件	2	3	3

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 認知症についての受診は、かかりつけ医から認知症疾患医療センター等専門機関につながるなど、流れができてきているため、連携用紙を使った実績は少数になっています。しかし、かかりつけ医がおらず、専門的な診断が必要な場合などは、認知症連携用紙を活用し、介護支援専門員と認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員、地域包括支援センター等が連携を行い、スムーズな支援につながっています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護支援専門員等から認知症疾患医療センターへ情報を伝えたい受診ができることは、切れ目なく認知症ケアを展開するうえで必要です。今後も認知症連携用紙を活用しながら、認知症疾患医療センターとの連携を強化し、切れ目なく認知症ケアを行う体制を継続していく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、認知症疾患医療センターと介護支援専門員、地域包括支援センター、認知症支援推進員の連携が強化され、認知症の診断やケアがスムーズに行われるよう努めます。
- 介護支援専門員等へ認知症連携用紙を周知します。

*認知症連携用紙：医療、介護、地域のサポート等の各サービスの連携を図り、スムーズな支援につながるよう認知症疾患医療センターと認知症地域支援推進員が共通の連携用紙を作成し、活用しています。

c. 認知症ケアネットの周知・活用

事業・取組の名称	認知症ケアネットの周知・活用
対象者	市民
事業概要	「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、各市町村において「認知症ケアネット*」（認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成を推進されています。認知症の進行状況にあわせて、地域でどのような医療・介護サービスが受けられるか、インフォーマルなサポートも含めた地域資源の情報を収集・整備し、市民にあらかじめ周知します。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 認知症について相談窓口だけでなく、具体的な症状や対応・介護の心がけ、医療や介護・福祉サービスについてわかりやすく情報をまとめた「認知症ケアネット」を改訂しました。
- 各振興局の窓口、地域包括支援センター、地域コミュニティセンター等に設置を依頼し、認知症サポーター養成講座や認知症講話の際に配布しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- アンケートの結果、認知症の進み具合に応じて受けられる医療・介護・福祉サービス等が一目でわかるような情報の提供に取り組むべきという回答が多くあり、当事者や家族の声、意見を聞きながら、認知症ケアネットの改訂を行いました。今後さらに活用を広めるよう周知が必要です。また、支援者がサービスの説明を行う際に活用できるとの声もありました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 認知症について相談窓口だけでなく具体的な症状や対応・介護の心がけ・医療や介護・福祉サービスの情報提供を行います。
- 認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員が相談対応を行う際に、丁寧で分かりやすく統一した対応ができるよう活用を進めます。また、地域での認知症サポーター養成講座、認知症予防講座等の機会を通じて配布し、地域住民に広く周知・活用できるよう進めます。

*認知症ケアネット：認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるかをわかりやすくまとめたものをいいます。県では、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域全体で支えるネットワークづくりを重視していることから、国が使っている「認知症ケアパス」という名称ではなく、「認知症ケアネット」と呼んで推進しています。

d. 認知症初期集中支援チームの周知・活用

事業・取組の名称	認知症初期集中支援チームの周知・活用
対象者	市民
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」で、早期診断・早期対応のために、各市町村において「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。 ○医療や介護につながっておらず対応に困っている方等を対象に、初期の対応を包括的・集中的に支援し、自立生活をサポートします。

表 認知症初期集中支援チームの相談件数

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実人数	人	17	15	6
延訪問数	回	114	119	20

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 認知症初期集中支援チームで集中的に介入・支援を行いました。
- チーム員が支援者と一緒に集中的に介入することで、医療やサービスにつながるなど効果がありました。
- 介護支援専門員に連絡会等で周知しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 認知症初期集中支援チームの対応件数は横ばいですが、事例の内容は複雑なものもあり、課題の整理や支援調整に時間を要するケースが多い状況です。
- 職員が相談時に早期に認知症当事者やその家族が抱える課題を整理し、当事者の生活機能をアセスメントできる力を向上していく必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 早期相談、早期の支援対象者の発見につなげるため、今後も医療機関・民生委員等の身近な相談先へ認知症初期集中支援チームと認知症相談センターの周知を図ります。
- 認知症初期集中支援チーム員に認知症のアセスメントに関する研修等を行い、資質向上に努めます。

④医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

a. 認知症地域支援推進員の設置

事業・取組の名称	認知症地域支援推進員の設置
対 象 者	市民
事 業 概 要	認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス事業者と地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る取組を行っています。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 国の定める「認知症地域支援推進員研修」を受講した認知症地域支援推進員を2名配置しています。
- スキルアップのため積極的に研修を受講しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 認知症に関する相談対応や地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等と連携を行いました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、関係機関と連携を強化し認知症施策の推進に努めます。

b. 介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催

事業・取組の名称	介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催
対象者	医療・介護従事者
事業概要	<p>認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、認知症の人とその家族を支援する地域ケアスタッフを対象に相談会や研修会を開催しています。</p> <p>・認知症事例支援相談会</p> <p>病院や介護保険施設等の職員の認知症への理解を深め、対応力を高めるために、専門医等が処遇困難事例について事例検討を行い、個別支援を実施しています。</p>

表 認知症事例支援相談会の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実施回数	回	1	1	2
相談件数	件	3	3	7

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 認知症ケアに関わる専門職が認知症に関する正しい知識と本人の思いに寄り添ったケアができるように、認知症事例支援相談会を実施しました。
- サービスにつながった後も、認知症ケアを行う上で個別性に応じた対応力が求められます。
- 認知症対応型の事業所に限らず参加できる事業所を拡大することや、相談事例を案内文に添付することで、多くの支援者が参加しやすいよう努めました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 医療や福祉の専門職から直接個別に助言を受けられる機会は貴重であり、事例支援相談会の参加者の満足度は高くなっています。入所施設、通所介護サービス事業所、訪問介護サービス事業所、介護支援専門員、訪問看護事業所等、様々な事業所が参加しました。
- サービスにつながった後も、支援が困難であったり複雑なケースも増えており、今後も個別の事例に応じた専門職への支援が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 認知症ケアに関わる専門職が正しい知識と理解、本人の思いに寄り添った支援ができるよう認知症事例相談会を引き続き実施します。
- 相談会参加後のフォローを行い認知症ケアの推進向上を図っていきます。

c. 認知症の人の介護者への支援

事業・取組の名称	家族介護者に対する支援
対象者	市民
事業概要	介護者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、介護者の負担を軽減する取組を行っています。

表 認知症カフェ・つどいの実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
開設箇所数	箇所	9	9	9

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 認知症カフェ一覧表の掲示を市内の医療機関・歯科医院・薬局・認知症疾患医療センターに依頼しました。また、ホームページへの掲載やチラシ・ポスターを配布するなど周知を図りました。
- 認知症家族介護教室を開催し認知症について知識・介護技術を習得することにより、介護者の負担軽減を図りました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 市内の認知症カフェについて、市広報・ホームページへの掲載やチラシやポスター配布、認知症サポーター養成講座等での周知や相談時に紹介するなど、広く周知ができました。
- 認知症カフェ連絡会を開催し、運営について情報交換やボランティアの紹介等の支援を行っています。
- 認知症家族介護教室を開催し介護者の負担軽減を図りました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 今後も、様々な場面で認知症カフェの周知を図ります。
- 関係機関と協働しながら認知症カフェの立ち上げ支援や運営支援を行います。
- 認知症の正しい理解や関わり方を含む介護技術を学ぶ機会として、認知症家族介護教室を開催します。
- 「認知症の人と家族の一体的支援事業」を実施する事業所との連携を行います。

⑤認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

a. 若年性認知症の人と家族への支援

事業・取組の名称	若年性認知症の人と家族への支援
対象者	市民
事業概要	若年性認知症の本人と家族が集い、日ごろの悩み等を気軽に話せる場を持ち、同じ立場の人同士が交流し話し合うことで、互いに支え合い、学び合うことを目的として、月1回「若年性認知症の人と家族のつどい」を実施しています。

表 若年性認知症の人と家族のつどいの実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
実施回数	回	11	12	12
延参加人数	人	169	129	110

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 認知症カフェ一覧表の掲示を市内の医療機関・歯科医院・薬局・認知症疾患医療センターに依頼しました。また、ホームページへの掲載やチラシ・ポスターを配布するなど周知を図りました。
- 若年性を含む認知症の人とその家族がお互いに情報共有や相談・助言する場として、「若年性認知症の人と家族のつどい」を認知症疾患医療センターと豊岡市社会福祉協議会が共催で実施しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 「若年性認知症の人と家族のつどい」を開催することで、当事者とその家族が日頃の思いや悩みを気軽に話せる場のひとつとなっています。
- 地元ラジオや、キャラバン・メイト連絡会等の機会に認知症の人や家族の思いを発信し、認知症について理解を深められるよう取り組みました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、今後も「若年性認知症の人と家族のつどい」を開催し、認知症カフェの周知に努めます。
- 当事者が望むことや思いを聞き、居場所づくりや社会参加に向けた支援、本人発信支援杯を関係機関と連携しながら検討していきます。
- 必要時は、ひょうご若年性認知症支援センター・若年性認知症とともに歩むひょうごの会と情報交換を行い、今後も連携に努めます。

b. 地域見守り体制の推進

事業・取組の名称	地域見守り体制の推進
対象者	市民
事業概要	<p>○地域住民、生活関連事業者等の協力により、地域全体で高齢者をさりげなく見守る「高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホッと見守り隊）」を展開しています。</p> <p>○地域の方や協力事業者等が、高齢者のちょっと気がかりなことに気付いたときには、地区の役員・民生委員・児童委員等に相談したり、地域包括支援センターに連絡する仕組みをつくっています。</p> <p>○認知症高齢者等見守り・SOSネットワークでは、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等の日ごろの見守り体制および所在行方不明となった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるように、関係機関の協力体制を構築することにより認知症高齢者等の安全の確保および家族等への支援を図っています。</p>

表 認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事前登録の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
登録人数	人	96	95	95

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホッと見守り隊）の展開により、関係機関から年間90～100件程度の相談があります。
- 認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業では、年1回、関係機関で連絡会を実施し、連携体制の確認や情報共有等を行いました。また、事業の説明を広報や介護支援専門員連絡会等で行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 関係機関に随時、事業説明を行い、高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホッと見守り隊）の協力機関に加入してもらい見守る人が増えました。
- 市民や支援者へ認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業の説明を行うことで、登録を検討される機会になっています。早い段階の登録や、登録をきっかけに地域の見守りが出来る支援体制の強化が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 認知症高齢者や独居高齢者が増加していく中で、引き続き、高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホッと見守り隊）や認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業を周知し、地域での見守りや相談につながる支援を行っていきます。また、協力機関等へ認知症サポーター養成講座の受講を促します。
- 地域や様々な機関の見守りや連携した支援が必要なケースについて、個別ケア会議を開催します。

(5) 任意事業

①家族介護支援事業

事業・取組の名称	家族介護支援事業
対象者	高齢者を在宅で介護している家族やその援助者等
事業概要	<p>○家族介護教室 高齢者を介護している家族やその援助者等を対象とした介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識または技術を習得させるための教室を開催しています。</p> <p>○家族介護者交流会 高齢者を介護されている家族等を一時的に解放し、介護者相互の交流を通して介護者のリフレッシュを図るため、日帰り旅行、施設見学等の交流事業を実施しています。</p>

表 若年性認知症の人と家族のつどい実績値及び計画値

	単位	実績値			計画値		
		※ () 内の数字は計画値			2024年度	2025年度	2026年度
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]			
実施回数	回	35 (48)	41 (48)	45 (48)	24	24	24
延参加者数	人	282 (300)	242 (350)	300 (400)	200	200	200

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 家族介護教室と家族介護者交流会を同日に開催するなど、参加しやすい工夫をして開催しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護者の知識の習得や介護者同士の交流を通して、情報交換・介護者のリフレッシュを図りました。
- インターネット等の普及で情報収集ができ、また介護支援専門員にも介護の相談ができることもあり、家族介護支援事業の参加者は徐々に減少してきています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 家族介護支援事業の参加者は徐々に減少しているため、今後本事業のあり方について廃止も含め検討していきます。

②家族介護用品支給事業

事業・取組の名称	家族介護用品支給事業
対象者	介護保険の要介護3以上の高齢者等を在宅で介護されている家族（市民税非課税世帯に限ります）
事業概要	在宅で「要介護3」以上の高齢者を介護されている市民税非課税世帯の家族に、紙おむつや尿取パッド等の介護用品と引き換え可能な介護用品引換券を交付しています。

表 家族介護用品支給事業の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
対象者数	人	56	54	76

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 対象者数が増加傾向にあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- 重度の高齢者を介護されている家族の経済的負担の軽減に一定の役割を果たしています。
- 国の地域支援事業として国・県からの交付金を受け実施していますが、国は本事業の地域支援事業からの除外を検討しています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 現在国の地域支援事業での実施が例外的な激変緩和措置によるものであることから、交付金対象外となった場合の本事業のあり方について継続を基本に検討していきます。

③成年後見制度利用支援事業

事業・取組の名称	成年後見制度利用支援事業
対象者	<p>○申立ての支援（市長申立て） 認知症等により判断能力が十分でない高齢者等のうち配偶者および2親等内の親族を有しないか特別事情のある方であって市長が本人保護のために必要と認めた方</p> <p>○成年後見人等の報酬への助成 市長申立ての対象となった被後見人等が家庭裁判所の決定した成年後見人等への報酬額を支払う資力がない場合に、成年後見人等に対して報酬の助成を行います。</p>
事業概要	対象者の保護のための成年後見制度に係る審判の申立て及び申立てに要する費用並びに後見人等への報酬に対する支援

表 成年後見制度利用支援事業の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
市長申立て件数	件	6	6	9
報酬助成件数	件	6	4	9

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 地域包括支援センターと連携して、市長申立ての支援を行いました。
- 成年後見人等の報酬助成を行っています。
- 市ホームページへの掲載や地域包括支援センターを通じて、成年後見制度の普及啓発に努めました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 報酬助成制度を行うことは低所得者の成年後見制度の利用拡大に役立っています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 地域包括支援センターと連携し、本事業だけでなく成年後見制度全体について介護支援専門員等関係者や一般住民へさらなる周知に努めます。
- 成年後見制度の利用促進のため、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定に関する研究を行います。

④介護サービス相談員派遣事業

事業・取組の名称	介護サービス相談員派遣事業
対象者	介護福祉施設等の入所者、利用者
事業概要	<p>○介護サービス相談員が介護老人福祉施設等を訪問し、利用者と直接面談を行い疑問や不安等の解消を図るとともに、施設における介護サービスの質的向上および利用者の自立した日常生活の実現を目指します。</p> <p>○施設職員の利用者への接し方や、利用者が施設職員以外の人と接する機会を生かし、相談内容を介護サービスに限定せず多方面の会話を通して精神面の支援を行い、問題解決に導くように努めています。</p>

表 介護サービス相談員派遣事業の実績値と計画値

	単位	実績値			計画値		
		※ () 内の数字は計画値			2024年度	2025年度	2026年度
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]			
相談員数	人	10 (11)	12 (12)	12 (13)	13	14	14
訪問施設数	特養 箇所	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10	10	10
	その他 箇所	13 (14)	13 (15)	13 (15)	15	16	17
延相談件数	件	76 (220)	142 (220)	227 (240)	240	250	250

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 介護サービス相談員2名の増員を行い、研修や連絡会を通して資質の向上を図りました。
- 新型コロナウイルス感染症予防の観点から施設訪問が難しくなりましたが、感染症予防対策を図り施設と相談しながら短時間でも可能な範囲で活動を継続してきました。
- 利用者だけではなく施設職員との情報交換を通して思いを傾聴し、気持ちに寄り添うよう努めました。
- 新規受入施設の拡充に至りませんでした。

イ 第8期計画の評価・課題

- 感染症予防対策を講じ限られた中でも、介護サービス相談員の小さな気づきを重視した活動を行うことで、利用者や施設職員の疑問や不安等の解消につながっています。
- 熱意、コミュニケーション能力等の高い資質が求められ人材確保が困難な状況です。活動継続のため介護サービス相談員のモチベーションの向上方法の模索が必要です。
- 派遣を受け入れてくれる事業者の拡充が課題です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 苦情に至る事態を未然に防止すること及び利用者や施設職員の日常的な不平・不満又は疑問等の改善を図るため、今後も取組を継続します。
- 受入施設の拡充、介護サービス相談員の人材確保に努めます。

⑤住宅改修支援事業

事業・取組の名称	住宅改修支援事業
対象者	介護支援専門員等と契約しない要介護・要支援認定者の「住宅改修が必要な理由書」を作成した介護支援専門員等。
事業概要	介護保険制度では、要介護者または要支援者が住宅改修費の支給申請をする場合、介護支援専門員等が作成する「住宅改修が必要な理由書」を添付する必要があります。しかし、介護支援専門員等がこの理由書を作成しても、要介護者等がその月に居宅介護支援サービスを利用しない場合は、その理由書の作成だけでは居宅サービス計画費の支給対象とならないため、住宅改修理由書の作成1件につき2,000円を支給する制度を設け介護支援専門員等を支援しています。

表 住宅改修支援事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度[見込]	2024年度	2025年度	2026年度
支援件数	件	(15)	(15)	(15)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 在宅生活を希望する高齢者の支援策の一つとして、制度を維持・継続し、良好な住環境整備の促進を図っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 医療機関からの退院後の居住環境を改善するために早期に住宅改修を希望する方や、自立した在宅生活を続けるため、手すりの設置や段差解消等のみを目的として要介護認定を行う場合もあり、在宅復帰・自立支援のために必要な事業となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 在宅生活を希望する高齢者の支援策の一つとして、今後も本制度を維持・継続し良好な住環境整備の促進を図ります。

⑥食の自立支援事業

事業・取組の名称	食の自立支援事業
対象者	概ね 65 歳以上で、心身に支障があり調理が困難なひとり暮らしの方および高齢者のみの世帯の方。
事業概要	高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、調理が困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、週 3 回の配食サービスと安否確認を民間事業者等に委託して実施しています。

表 食の自立支援事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
利用者数	人	195 (225)	204 (225)	226 (225)			
配食数	食	24,206 (25,799)	26,022 (25,799)	27,170 (25,799)			

ア 第 8 期計画の取り組み状況・実績

- アセスメント内容に基づき栄養バランスのとれた食事を届けることにより、栄養改善を図るとともに配食を通じた見守りを行い、健康で自立した生活が継続できるように支援を行いました。
- 利用者数・配食数ともに増加傾向にあります。

イ 第 8 期計画の評価・課題

- 配食と配達時の安否確認により、安心して在宅生活を送るために役立っています。
- 利用者の増加による公費負担の増加という財政上の課題があります。

ウ 第 9 期計画の取組の方向性

- 配食サービスについて、支え合い生活支援サービス事業で提供される配食サービスとともに検討します。

⑦介護給付等適正化事業

事業・取組の名称	介護給付等適正化事業
対象者	要介護認定申請者、介護サービス利用者、介護サービス事業者
事業概要	国の示す「介護給付適正化の計画策定に関する指針」、県の「市町介護保険事業計画策定に係る県基本方針」において主要5事業が3事業に再編されることを踏まえ、主要3事業である①要介護認定の適正化②ケアプラン等の点検③医療情報との突合・縦覧点検に取り組みます。 また、介護給付費通知を受給者へ通知することにより適正なサービス利用と請求に向けた確認を促します。

表 ケアプラン点検実施数の実績

	単位	2021年度	2022年度	2023年度[見込]
点検事業所数	箇所	67	51	56
点検介護支援専門員数	人	139	118	115
点検ケアプラン数	件	336	297	279

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 持続可能な介護保険制度とするためには、介護保険料の負担増を抑制するとともに、介護保険制度の信頼性を高めることが必要です。そのためには、利用者に対する適切な介護サービスの確保、保険者としての事業者指導、不適切な給付の削減等の介護保険事業運営の適正化を図ることが重要です。
- 第8期計画では「第5期介護給付適正化計画」を作成し、要介護認定の適正化のため認定調査に関して管理者兼要介護認定調査員を配置しました。また、給付データに基づくケアプラン点検の実施等を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- コロナ禍における臨時的な取り扱いが続く中で、要介護認定については、遠方の外部委託を除き市の職員である認定調査員が調査を実施、全件の調査票を点検し審査判定の平準化に取り組みました。
- 介護予防・介護給付に関するケアプラン点検は2021年度延べ67事業所、2022年度延べ51事業所、2023年度延べ38事業所（9月末時点）に対し実施しました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 「第6期介護給付適正化計画書」を作成します。
- 要介護認定の適正化では引き続き市の調査員による調査及び点検を実施します。
- ケアプラン等の点検では国保連の介護給付適正化システムの給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる帳票を活用し、リハビリテーション専門職員等の協力を得ながら必要性の検討・点検の実施を進めていきます。
- 介護給付費通知を受給者へ通知することにより適正なサービス利用と請求に向けた確認を促します。

4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

事業・取組の名称	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 (ポピュレーションアプローチ*)
対象者	一般後期高齢者(一般高齢者も可)
事業概要	後期高齢者はフレイル状態になるリスクが高いため、運動・口腔・栄養・社会参加等に関する知識を習得し介護予防の講話を実施しています。また、保健事業部門と介護予防部門が一体敵にフレイル予防を推進します。

表 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業実績値及び計画値

	単位	実績値 ※()内の数字は計画値			計画値		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度[見込]	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実施回数	回	69 (32)	73 (32)	75 (32)	80	80	80
延参加人数	人	1,475 (320)	1,385 (320)	1,500 (320)	1,300	1,300	1,300

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

兵庫県後期高齢者医療広域連合と委託契約を締結し、後期高齢者に対して実施する質問票を活用して専門職が生活圏域ごとの課題を明確にし、フレイル予防に関わっています。

- 住民主体の通いの場の支援として、保健師・栄養士・歯科衛生士の専門職を派遣しました。また、フレイル予防の講話・個別相談等を実施しました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 後期高齢者の来所が多い健診会場と健診結果相談会の場でフレイル健康相談を実施し、予防の取組のきっかけづくりとなるよう啓発を行い、フレイル理解度やフレイル該当率を評価しました。フレイルの理解度は低く、予防の取組について普及啓発が必要です。
- 地域において、運動・栄養・口腔の講話と後期高齢者質問票による健康状態の把握を実施しました。口腔機能と運動機能のフレイルリスクが高いことが分かりました。
- 要介護状態になること、疾病の発症や重症化予防のために、高年介護課と健康増進課の連携を検討する必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- フレイル予防の取組のきっかけとなるよう、フレイルの啓発と健康相談を行います。また、生活習慣病の発症と重症化予防のために健診受診の啓発を行います。
- フレイルリスクの高かった運動機能と口腔機能を重点に、フレイル予防の取組について理解してもらえよう普及啓発を行います。
- 身近な健康づくりや適切な医療につなげるなど早期に介護予防につながるよう、高年介護課・健康増進課・地域包括支援センターが連携を強化し、より効率的な取組を検討します。

*ポピュレーションアプローチ：一体的な実施において、通いの場等で、疾病予防や介護予防を目的に、健康な人を含めたすべての人を対象に働きかけることをいいます。

第6章 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

○各介護サービスの実績値および計画値は、国から提供されている『地域包括ケア「見える化」システム』の自治体向け機能である、「将来推計」を活用したものです。

第1節 日常生活圏域と事業展開

1 日常生活圏域と事業展開

高齢者が介護を要する状態となっても、その人らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムの構築が進められ、今後は医療・介護の連携の強化、医療・介護情報基盤の整備による一層の推進を図ることが求められています。

本市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続できるように、地理的条件、人口、交通事情、介護サービス等を提供する施設の整備状況、その他の社会的な条件を総合的に勘案し、旧市町エリアを基本とした6つの日常生活圏域を設定しており、圏域単位で地域に密着したサービス基盤の整備や地域に根ざした事業を推進してきました。

一方、高齢化の進展に伴って支援を必要とする高齢者本人だけでなく、認知症高齢者等の家族介護者支援に対するニーズも高まっています。このような状況にも適切に対応していくために、重層的支援により属性や世代を問わない包括的な相談支援や障害分野・児童福祉分野等の他分野と連携が重要となっています。複雑・多様化するニーズに対し地域包括ケアシステムが役割を果たしていけるよう、事業を展開してまいります。

図 本市の日常生活圏域



※港地区は城崎圏域に含めています。

第2節 介護保険サービスの充実

1 介護保険サービス体系表

	介護給付	予防給付				
都道府県が指定・監督	<p>◎居宅サービス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; background-color: #d9e1f2;"> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 </td> <td style="width: 50%; background-color: #d9e1f2;"> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 	<p>◎介護予防サービス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; background-color: #d9ead3;"> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 </td> <td style="width: 50%; background-color: #d9ead3;"> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入 	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護
	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 				
<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 	<p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 					
<p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 						
市町村が指定・監督	<p>◎居宅介護支援</p>	<p>◎介護予防支援</p>				
	<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護（複合型） 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 				
その他	<p>○住宅改修</p>	<p>○介護予防住宅改修</p>				

2 居宅サービス

(1) 訪問介護

事業・取組の名称	訪問介護	
対象者	要介護1以上（要支援認定者は総合事業を利用）	
事業概要	介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の介護や調理・洗濯・掃除等の援助を行います。

表 訪問介護の実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
			介護	利用者数	人/月	655.9 (677)	647.3 (687)	647.7 (702)
利用回数	回/月	15,597.3 (17,416.8)		14,560.6 (17,735.1)	13,511.7 (18,201.0)			
給付額	千円/年	592,368 (658,819)		557,475 (671,348)	524,002 (689,138)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 利用者数がやや減少しています。要介護認定者の約18%が利用しており、居宅サービスの中心の一つとなっています。
- 介護職員の資質向上等のため、サービス事業所への運営指導等で研修体制や利用者からの苦情の状況、訪問介護計画等を確認し、適切なサービス提供等について確認・助言等を行いました。
- 訪問介護員の安全確保および離職防止を図るため、訪問サービスを提供する際に利用者等からの暴力行為等のため2人以上の訪問が必要なケースについて、利用者および家族の同意が得られない場合に介護報酬上の2人訪問加算相当額の一部を補助する制度を2018年に設けています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年10月1日時点で、サテライトを含め、市内22事業所がサービスを提供しています。
- 第8期計画期間中に、市内3事業所が廃止されました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 県や各事業所等と連携を図り、介護職員の確保・育成にこれまで以上に取り組みます。
- 訪問介護員の安全確保および離職防止を図るため、訪問サービスを提供する際に利用者等からの暴力行為等のため2人以上の訪問が必要なケースについて、利用者および家族の同意が得られない場合に介護報酬上の2人訪問加算相当額の一部を補助する制度を継続します。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業・取組の名称	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。
	予防	自宅に浴室がなく、感染症等で施設等の浴室利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。

表 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	51.6 (56)	52.9 (57)	51.7 (59)			
	利用回数	回/月	227.1 (254.8)	232.9 (259.4)	222.7 (268.4)			
	給付額	千円/年	33,530 (37,013)	34,226 (37,697)	33,230 (39,006)			
予防	利用者数	人/月	0.8 (1)	0 (1)	0 (1)			
	利用回数	回/月	2.9 (4.2)	0 (4.2)	0 (4.2)			
	給付額	千円/年	298 (429)	0 (430)	0 (430)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 月当たりの利用者数は 50 人程度で推移しており、要介護度 4・5 の重度者が 80%以上を占めています。
- 看護・介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への運営指導等で研修体制や利用者からの苦情の状況、訪問入浴介護計画等を確認し、適切なサービス提供等について確認・助言等を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 寝たきりの高齢者等の身体の清潔を保持するサービスとして重要な役割を担っています。
- 市内の事業所数は 2 箇所ですが、サービスは概ね充足しています。しかし、豊岡市全域を訪問しているため介護職員の負担が大きい状況です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 月当たりの利用者数は 50 人程度ではあるものの、重度の介護を要する高齢者を在宅で支援するために必要不可欠なサービスであり、利用者のニーズに応じた供給体制の維持に努めます。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

事業・取組の名称	訪問看護・介護予防訪問看護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	看護師や理学療法士等が自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	予防	看護師や理学療法士等が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

表 訪問看護・介護予防訪問看護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	541.2 (569)	531.7 (577)	502.0 (594)			
	利用回数	回/月	4,361.4 (4,722.8)	4,154.7 (4,789.8)	3,959.7 (4,932.8)			
	給付額	千円/年	297,619 (308,566)	285,596 (313,318)	274,095 (323,192)			
予防	利用者数	人/月	102.3 (111)	99.3 (112)	97.0 (114)			
	利用回数	回/月	669.2 (870.3)	561.6 (879.6)	569.7 (895.5)			
	給付額	千円/年	33,309 (39,342)	32,170 (39,782)	31,479 (40,501)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 利用者数はやや減少傾向にあります。利用者は要介護4・5の方が全体の約40%を占めていますが、近年、要介護1・2の方が大幅に増加しています。
- 在宅医療・介護連携推進協議会による多種職の研修会等を開催し、医療介護連携に努めています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 訪問看護ステーションは、第8期計画期間中にサテライトを含め4箇所開設し、2023年10月1日時点で15箇所（サテライトを2箇所含む）が設置されています。2023年度は2事業所が開設し、今後は利用者数の増加が見込まれます。なお、医療機関や近隣市の事業所から一定数の提供があります。
- 2023年5月の1人当たりの月間利用回数は7.6回で、兵庫県や全国平均をやや下回っています。
- 在宅生活の維持・継続を支援することにより、今後は終末期への対応等のニーズが拡大し、利用者数の増加が予測されるため、サービス供給の充実と、医療機関との一層の連携を図る必要があります。
- 事業者アンケートでは、看護職員の確保が困難であると回答があり、職員の確保・育成が課題となっています。
- 訪問看護において、医師の指示のもと理学療法士等がリハビリテーションを行うサービス事業所が増えていますが、訪問リハビリテーションの事業所の新規参入が見込めないため、引き続き、リハビリテーションも含めたサービス提供が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 在宅医療・介護連携の強化を図ります。
- 看護小規模多機能型居宅介護を含めた総合的なサービス供給体制の整備を推進します。
- 事業者アンケートより、第9期計画期間中に2箇所が新規開設予定です。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業・取組の名称	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問して、心身の機能維持・回復に必要な機能回復訓練を行います。
	予防	

表 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
			介護	利用者数	人/月	42.1 (47)	44.8 (47)	53 (49)
利用回数	回/月	378.2 (451.2)		400.2 (451.2)	516.7 (469.7)			
給付額	千円/年	12,903 (14,749)		14,701 (14,757)	18,300 (15,360)			
予防	利用者数	人/月	15.1 (19)	14.7 (19)	15.3 (19)			
	利用回数	回/月	129.5 (163.7)	109.6 (163.7)	126 (163.7)			
	給付額	千円/年	4,454 (5,543)	3,709 (5,546)	4,200 (5,546)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 利用者数はやや増加傾向にあり、要介護4・5の方が全体の約50%を占めています。
- 医療機関以外でサービス提供が可能な事業所は介護老人保健施設のための、訪問看護ステーション等が代替としてリハビリテーション業務を担っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年8月分の実績では、市内5箇所の事業所等（うち3箇所は医療機関）がサービスを提供しています。
- 第8期計画期間中に訪問リハビリテーションを行う事業所数の増減はなく、引き続き、訪問看護ステーション等に頼らざるを得ない状況です。
- より必要性の高い方に利用してもらえるように、事業所への運営指導等で、利用者の状況変化等の評価により、可能であれば通所リハビリテーション等への移行を促すように助言を行いました。
- 高齢者の身体機能の維持や回復を支援する居宅サービスとして重要であり、医療機関や事業者等との連携強化による情報の共有化を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 訪問看護、通所リハビリテーションとの役割分担を明確にしながら、サービス提供事業者相互の連携を強め、サービス提供の充実に努めます。
- 医療と介護の連携強化により、情報の共有化を図ります。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業・取組の名称	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	予防	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

表 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	284.3 (276)	299.3 (281)	378.0 (288)			
	給付額	千円/年	29,664 (27,504)	30,401 (27,975)	30,367 (28,631)			
予防	利用者数	人/月	20.3 (23)	24.1 (25)	33.7 (25)			
	給付額	千円/年	2,298 (2,938)	2,844 (3,196)	2,540 (3,196)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 利用者数は増加傾向にあります。利用者は要介護3以上の方が全体の約60%を占めていますが、近年は要介護1以下の方が増加傾向にあります。
- 市外事業所も含め、最も事業所数が多いサービスです。

イ 第8期計画の評価・課題

- 在宅で療養するために必要なサービスであり、引き続き利用者のニーズに応じた提供を促進する必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、利用者のニーズに応じたサービス提供を促進します。

(6) 通所介護

事業・取組の名称	通所介護	
対象者	要介護1以上（要支援認定者は総合事業を利用）	
事業概要	介護	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

表 通所介護実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	899.3 (948)	861.8 (960)	900.3 (981)		
	利用回数	回/月	7,852.8 (8,170.9)	7,241.7 (8,271.7)	7,071.3 (8,449.1)		
	給付額	千円/年	764,873 (796,365)	706,195 (807,337)	698,957 (826,192)		

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 利用者は要介護1・2の方が全体の約65%となっており、要介護1の方が全体の40%以上を占めています。
- 2020年度から利用者数がやや減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控え等の傾向が見られます。また、類似サービスの多様化や、第8期計画期間中に2事業所が地域密着型通所介護へ移行し、1事業所が廃止されたことにより、利用者数は減少傾向にあります。一方で地域密着型通所介護の利用者数が増加しており、要介護認定者が通所介護又は地域密着型通所介護を利用している割合は約35%以上と依然として高く、居宅サービスの主要なサービスの一つとなっています。
- 介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への運営指導等で、研修体制や利用者からの苦情の状況、通所介護計画等を確認し、適切なサービス提供等について確認・助言等を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年10月時点で、市内17事業所がサービスを提供しており、事業所数の不足はありません。
- 2023年5月の1人当たりの利用回数は月8.5回となっており、兵庫県や全国平均より1～2日少ないですが、但馬地域ではやや高い値となっています。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 要介護度の改善や自立支援を促すため、事業所では機能訓練や口腔ケア等のメニューに取り組むようになっていきます。在宅生活において役立つ支援となるように、職員の資質向上と利用者の状態に応じた適切なケアマネジメントに基づくサービスの提供を促進します。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業・取組の名称	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人福祉施設や病院・診療所で、心身の機能維持・回復に必要なリハビリテーションが日帰りで受けられます。
	予防	介護老人福祉施設や病院・診療所で、食事等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが日帰りで受けられます。

表 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	217.8 (249)	209.4 (253)	208.3 (256)			
	利用回数	回/月	1,669.5 (1,961.5)	1,566.5 (1,990.6)	1,545.7 (2,013.9)			
	給付額	千円/年	176,357 (200,395)	167,069 (203,923)	168,599 (206,277)			
予防	利用者数	人/月	54.9 (70)	53 (71)	52 (72)			
	給付額	千円/年	21,745 (27,765)	19,594 (28,292)	20,080 (28,567)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 利用者は要介護1・2の方が全体の約65%を占めています。市内事業者数に増減はなく、2020年度から利用者数がやや減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控え等の傾向が見られます。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年10月時点で市内2事業所がサービスを提供しています。また、近隣市からもサービス提供があります。
- 2023年5月の1人当たりの利用回数は月6.1回となっており、兵庫県や全国平均よりやや多く、但馬地域では最も多くなっています。
- 広大な市域において通所距離の問題等から、利用者のニーズに対応できる供給体制が充足されるとは言えません。しかし、サービス提供が可能な事業者は介護老人保健施設と医療機関のみであり、提供者の増加は困難な状況です。
- 高齢者の身体機能の維持や回復を支援する居宅サービスとして重要であり、医療機関や事業者等との連携強化による情報の共有化を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 状態の安定している利用者が通所介護サービスで機能訓練を受けられるように、医療機関や但馬長寿の郷の理学療法士等と調整を行うとともに、通所介護事業者等と連携強化を図ります。また、より必要性の高い方に利用してもらえるように、事業所への運営指導等で利用者の状況変化等を評価し、可能であれば通所介護サービス等への移行を促すように助言します。
- 医療と介護の連携強化により、情報の共有化を図ります。

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

事業・取組の名称	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の世話や、機能回復訓練等が受けられます。
	予防	

表 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	441 (498)	433.8 (506)	460.3 (519)			
	利用日数	日/月	3,998.5 (4,526.9)	3,927.5 (4,606.2)	3,927.0 (4,733.2)			
	給付額	千円/年	412,064 (463,475)	403,633 (472,256)	412,434 (485,680)			
予防	利用者数	人/月	26.3 (22)	23.8 (22)	24.7 (22)			
	利用日数	日/月	154.8 (138.0)	114.8 (138.0)	111.0 (138.0)			
	給付額	千円/年	11,606 (9,751)	8,483 (9,757)	8,330 (9,757)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 利用者は要介護1・2の方が全体の50%近くを占めており、要支援1・2の方は5%未満です。
- 2020年度から利用者数が減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控え等の傾向があると考えられます。但馬地域、全国の利用者数も同じように減少傾向にあります。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年10月1日時点で、市内14事業所があります。
- 2023年5月の1人当たりの利用回数は月9回となっており、兵庫県や全国平均よりやや少なく、但馬地域で最も少なくなっています。
- 高齢者の心身機能の維持や回復だけでなく、家族の介護によるストレスや疲れを回復させる観点からも、在宅生活を支える有効なサービスです。
- 緊急時に対応できる空床の確保が必要です。
- 短期入所療養介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携してサービス提供の調整を行う必要があります。
- ニーズの高いサービスであり、新型コロナウイルス感染症の影響が軽減されることで、今後の高齢者の増加に伴い需要が増え、利用希望者が増加する可能性が考えられます。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 施設や介護支援専門員等と連携を密にして、長期入所者の入院中の空床利用の促進等、緊急時への対応の拡充を図ります。
- 短期入所療養介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携したサービス提供の調整に努めます。
- 県や各事業所等と連携を図り、介護職員の確保・育成に努めます。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

事業・取組の名称	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所・入院し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話が受けられます。
	予防	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所・入院し、介護予防を目的とした、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話が受けられます。

表 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	29.5 (35)	25.4 (35)	31.3 (36)			
	利用日数	日/月	251.1 (312.9)	211.8 (312.9)	268 (321.6)			
	給付額	千円/年	31,715 (38,310)	26,802 (38,331)	34,765 (39,543)			
予防	利用者数	人/月	0.2 (0)	0.1 (0)	0.3 (0)			
	利用日数	日/月	0.5 (0.0)	0.3 (0.0)	1.7 (0.0)			
	給付額	千円/年	45 (0)	27 (0)	130 (0)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 1か月当たりの利用者数は30人弱で推移しています。
- 要介護1～5の利用者の占める割合に大きな差はなく、要支援1・2の方の利用はほとんどない状況です。

イ 第8期計画の評価・課題

- 施設数の増減はなく、2023年10月1日時点で市内2事業所があります。また、近隣市の施設からもサービス提供がありますが、緊急時に対応できる空床の確保が必要です。
- 医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練等が提供されるサービスであり、短期入所生活介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携したサービス提供の調整を行う必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 施設の協力のもと、緊急時に対応できる空床の確保に努めます。
- 主治医や介護支援専門員等と連携を図り、利用者の身体状況にあった適切な利用を促進します。
- 短期入所生活介護との役割分担を明確にしながら、相互に連携したサービス提供の調整に努めます。

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業・取組の名称	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	利用者の日常生活の自立や、介護者の負担を軽減するための福祉用具が借りられます（一部の福祉用具には、介護度により借りることができないものもあります（例外措置あり））。
	予防	

表 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	1,487.8 (1,452)	1,490.2 (1,473)	1,488.3 (1,507)			
	給付額	千円/年	245,445 (244,434)	251,002 (248,627)	248,679 (255,354)			
予防	利用者数	人/月	654.3 (652)	695.4 (661)	735.0 (669)			
	給付額	千円/年	53,401 (53,090)	58,376 (53,836)	62,574 (54,479)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 認定者の約40%が福祉用具貸与を利用しています。利用者は要支援1～要介護1の方が50%を超えています。要支援認定者数が年々増加していることに伴い、軽度者の利用が増加しています。
- 軽度者は一部の福祉用具の貸与が制限されますが、特に必要と認められる方には、介護支援専門員からの届出等を受け、審査確認のうえ年間200件程度が貸与されています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年10月1日時点で、市内8事業所がサービスを提供しています。また、近隣市の事業所からのサービス提供も多く、利用者のニーズに対応できる供給体制は整っていると考えられます。
- 居宅サービス利用者の日常生活の維持や、自立した生活を支援し介護者の負担軽減を図る上で重要なサービスです。
- 全国的に福祉用具による事故が度々起きているため、事業者、介護支援専門員等へ利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の貸与となるように、事故の事例等の情報提供や指導・助言が必要です。
- 2018年度より福祉用具専門員に対し、利用者への商品の特徴・全国平均貸与価格の説明や機能や価格帯の異なる複数商品の提示、利用者へ交付する福祉用具貸与計画書を介護支援専門員へ交付することが義務付けられました。事業者への運営指導等で福祉用具貸与計画やサービス担当者会議の記録等を確認し、利用者の身体状況に合わせた福祉用具の検討が適切に行われているかどうか等の点検・指導等を行いました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 「介護保険における福祉用具選定の判断基準」に即した適切なサービス利用の普及啓発に努めます。
- 福祉用具による事故防止のため、事故等の事例の情報共有等、事業者との連携に努めます。
- ケアプラン点検や運営指導等を通して、利用者の身体状況に適した福祉用具の選択が行われているか等を確認し、指導や助言に努めます。

(11) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

事業・取組の名称	特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつで使用する用具の購入費が同一年度で10万円を上限に支給されます。
	予防	

表 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
			介護	利用者数	人/月	23.2 (25)	21.6 (25)	20.7 (25)
	給付額	千円/年	6,568 (7,313)	7,105 (7,313)	6,569 (7,313)			
予防	利用者数	人/月	13.1 (14)	11.3 (14)	12.7 (14)			
	給付額	千円/年	3,349 (3,628)	2,977 (3,628)	3,569 (3,628)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 利用者数は月により変動がありますが、30～40人前後で推移しています。
- 利用者は、要支援1～要介護1の方が全体の60%弱となっており、要介護5の方はごくわずかです。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年10月1日時点で、登録事業者は市内8箇所となっています。また、近隣市からの販売も多く、利用者のニーズに対応できる供給体制が整っていると考えられます。
- 利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の販売を推進する必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 「介護保険における福祉用具選定の判断基準」にあった適切なサービス利用の普及啓発に努めます。
- 利用者の身体状況にあったサービス提供となるように、事業者・介護支援専門員等へ指導や助言に努めます。

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

事業・取組の名称	住宅改修	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした費用について、同一住宅で20万円を上限に支給されます（要事前申請）。
	予防	

表 住宅改修・介護予防住宅改修実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	16.7 (18)	14.8 (18)	18.3 (19)			
	給付額	千円/年	18,165 (17,733)	15,367 (17,733)	15,170 (18,900)			
予防	利用者数	人/月	16.6 (17)	14.6 (17)	18.7 (17)			
	給付額	千円/年	17,925 (19,199)	15,451 (19,199)	20,918 (19,199)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 利用者数は月により変動がありますが、20～40人前後で推移しています。
- 利用者は、要介護2以下の方が全体の約85%を占めています。在宅で生活しやすい環境整備を行い、住み慣れた住宅で生活を継続する支援サービスとなっています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 在宅において安全に安心して暮らすために、必要な転倒防止や自立しやすい環境を整備するもので、利用ニーズの高いサービスです。
- 利用者の身体状況に応じ適切で効果的な整備が行われるように、普及と啓発に努める必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 身体状況に応じた適切で効果的な住環境の整備が行われるように、普及啓発に努めます。
- 介護支援専門員や施行業者からリフォームの必要性や有効性等について聞き取り等を行い、必要のないリフォームの強要防止に努めます。
- 高齢者支援事業の住宅改造費助成事業と整合を図り、適切な給付を行います。

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

事業・取組の名称	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	有料老人ホーム等の入居者で、要介護認定を受けた方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話等を受けられます。
	予防	有料老人ホーム等の入居者で、要支援認定を受けた方が、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の支援等を受けられます。

表 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	135.5 (146)	137.5 (174)	143 (179)			
	給付額	千円/年	309,050 (320,621)	311,437 (382,921)	325,984 (393,592)			
予防	利用者数	人/月	15.6 (16)	15.3 (18)	15.3 (18)			
	給付額	千円/年	10,479 (12,810)	10,472 (14,189)	11,243 (14,189)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 利用者数は大きな増減なく推移しています。
- 要介護1～5の利用者の占める割合に大きな差はありません。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年10月1日時点で市内7施設(養護老人ホーム2箇所含む)からサービスの提供があります。
- 2023年5月の本市の事業所数は、兵庫県や全国平均より1.8～2倍近く多くなっています。
- 第8期計画期間中に高齢者の住まい整備の観点から事業者を公募しましたが、応募がありませんでした。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 特定施設の整備は、特別養護老人ホームへの入所を希望されている軽度者の受け入れ施設として期待できますが、事業者の参入が見込めないことから、第9期計画期間中の整備は行いません。

3 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業・取組の名称	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	日中・夜間の定期的な巡回や随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

表 定期巡回・随時対応型訪問介護看護実績値及び計画値

	単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	12.3 (17)	11.3 (17)	8.3 (17)		
	給付額	千円/年	17,918 (20,118)	19,273 (20,129)	13,121 (20,129)		

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所は、第7期計画期間中に1箇所、第8期計画期間中に2箇所開設しています。
- 利用者は、要介護1・2の方が全体の約70%を占めています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 住み慣れた地域で要介護高齢者の在宅生活を24時間支え、医療と介護が連携した居宅サービスとして重要であり、事業者等との連携強化による情報の共有を図る必要があります。
- 第8期計画期間中に2箇所開設したことから、今後の利用の増加が見込まれます。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 国は定期巡回・随時対応型訪問介護看護を介護者の介護離職防止の観点や、地域包括ケアシステム推進のための重要な介護サービスとして位置づけており、事業者と連携して利用者の拡大とサービス提供の維持に努めます。
- 新規事業者の参入を推進するため、県と連携し、市内事業者等への定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの特性や運営助成制度の周知等を図ります。

(2) 夜間対応型訪問介護

事業・取組の名称	夜間対応型訪問介護	
対 象 者	要介護1以上	
事 業 概 要	介護	24 時間安心して在宅生活を送れるように、巡回や通報システムによる訪問介護が受けられます。

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 現在、市内に夜間対応型訪問介護に対応するサービス提供事業者がなく、利用実績はありません。また、県内でも事業者がほとんどない状況です。
- 現在、夜間対応型訪問介護に代えて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が開設されています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 住み慣れた地域で、要介護高齢者の在宅生活を夜間も支えるための医療と介護が連携した居宅サービスとして重要であり、事業者等との連携強化により情報の共有を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 事業者アンケートでは、第9期計画期間中に1箇所が新規開設予定です。

(3) 地域密着型通所介護

事業・取組の名称	地域密着型通所介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。
	予防	デイサービスセンターで、食事・入浴等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスを日帰りで受けられます。

表 地域密着型通所介護

	単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	416.1 (385)	424.3 (391)	452 (397)		
	利用回数	回/月	3,165.5 (2,916.3)	3,226.2 (2,961.6)	3238.3 (3,007.3)		
	給付額	千円/年	294,325 (271,018)	311,444 (275,917)	323,568 (280,314)		

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 2020年度から新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控え等の傾向が見られるものの、第8期計画期間中に2事業所が通所介護から地域密着型通所介護へ移行し、1事業所が開設したこともあり、利用者数は増加傾向にあります。
- 利用者は、要介護1・2の方が全体の約75%以上となっており、特に要介護1の方が全体の約50%を占めています。また、要介護認定者が通所介護又は地域密着型通所介護を利用している割合は約35%以上と高く、居宅サービスの主要なサービスの一つとなっています。
- 介護職員等の資質向上等のため、サービス事業所への運営指導等で研修体制や利用者からの苦情の状況確認、通所介護計画等の確認を行い、職員の資質向上や適切なサービス提供等について確認・助言等を行いました。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年10月1日時点で市内16事業所がサービスを提供しており、事業所数の不足はありません。近年はリハビリに特化した通所介護サービスを望む利用者も多く、第7期計画期間中に3箇所、第8期計画期間中に1箇所のリハビリに特化した通所介護事業所が開設されました。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 要介護度の改善や自立支援を促すため、事業所では機能訓練や口腔ケア等のメニューに取り組むようになっており、在宅生活において役立つ支援となるように職員の資質向上と利用者の状態に応じた適切なケアマネジメントに基づくサービスの提供を促進します。

(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業・取組の名称	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	認知症の人を対象に、デイサービスセンターで、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練が日帰りで受けられます。
	予防	認知症の人を対象に、デイサービスセンターで、介護予防を目的とした食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練が日帰りで受けられます。

表 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護実績値及び計画値

		単位	実績値			計画値		
			※ () 内の数字は計画値			2024年度	2025年度	2026年度
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]			
介護	利用者数	人/月	73.7 (82)	86.9 (83)	90.7 (88)			
	利用回数	回/月	588.8 (655.6)	685.6 (663.0)	667.7 (726.1)			
	給付額	千円/年	76,919 (87,637)	90,603 (88,555)	89,934 (98,579)			
予防	利用者数	人/月	2.8 (2)	2.8 (2)	4.7 (2)			
	利用回数	回/月	11 (14.2)	12.2 (14.2)	21.3 (14.2)			
	給付額	千円/年	1,103 (1,706)	1,219 (1,707)	2,279 (1,707)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 1か月当たりの利用者数は80人を超えています。
- 要介護1・2の利用者が全体の約65%を占めています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控えの傾向が見られましたが、2021年5月、新たに1事業所が開設したことにより、2022年度・2023年度の利用者数は増加しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年10月1日時点で市内5事業所の指定がありますが、実質、サービス提供を行っているのは4事業所で、利用者は事業所がある日常生活圏域の居住者にやや限られている状況です。
- 住み慣れた地域で自立した生活を希望する認知症高齢者及びその家族にとって重要なサービスとなっています。高齢者の増加に伴い、今後ますます認知症高齢者が増加することが予測されるため、利用者のニーズに応じたサービス供給体制の整備が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- サービスの特徴を周知するとともに、利用者のニーズを的確に把握しながら、認知症高齢者数の動向、日常生活圏域ごとの施設の整備状況等を総合的に勘案し、適正なサービス供給量の調整を図ります。

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業・取組の名称	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	利用者の選択に基づいて、利用者の自宅または小規模多機能型居宅介護事業所に通所・短期間宿泊により、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練が受けられます。
	予防	利用者の選択に基づいて、利用者の自宅または小規模多機能型居宅介護事業所に通所・短期間宿泊により、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の世話および機能訓練が受けられます。

表 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	99.9 (102)	98.4 (123)	97.0 (123)			
	給付額	千円/年	225,930 (255,808)	233,403 (310,676)	222,380 (310,676)			
予防	利用者数	人/月	27.1 (24)	27.9 (29)	23.3 (29)			
	給付額	千円/年	19,688 (14,440)	20,625 (17,442)	17,493 (17,442)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 2023年10月1日時点で、豊岡圏域に2箇所、日高圏域に1箇所、出石圏域に1箇所、但東圏域に1箇所の事業所があり、全体で1か月に120人程度の利用者があります。第7期計画期間中に1事業所が開設されたことにより、第8期は第7期に比べ20人程度増えています。
- 利用者は、要介護1以下の方が全体の約50%を占めています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 小規模多機能型居宅介護サービス事業所がない城崎・竹野地域を優先して公募を行いました。応募はありませんでした。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 引き続き、第8期計画期間中に整備できなかった城崎・竹野地域で1箇所の整備を行うこととします。また、事業者アンケートで希望があった豊岡地域に1箇所開設予定です。

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業・取組の名称	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	
対象者	要支援2、要介護1以上	
事業概要	介護	認知症の人が、共同生活を営む住居で食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を受けられます。
	予防	認知症の人が、共同生活を営む住居で介護予防を目的とした食事・入浴・排せつ等の介助、その他日常生活上の世話および機能訓練を受けられます（要支援2のみ）。

表 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	216.2 (225)	219.3 (225)	215.3 (225)			
	給付額	千円/年	650,080 (680,274)	652,185 (680,652)	624,011 (680,652)			
予防	利用者数	人/月	0.6 (0)	0.3 (0)	0 (0)			
	給付額	千円/年	1,469 (0)	429 (0)	0 (0)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 第8期計画期間中のサービス提供事業者の増減はなく、利用者数は210～220人程度で推移しています。
- 要介護1～5の利用者数に大きな差はありませんが、重度者の利用がやや増えています。要支援認定を受けている方の利用はほとんどありません。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年10月1日時点で市内14事業所がサービスを提供しており、2023年5月の事業所数は、兵庫県や全国平均より1.5～2倍近くになっています。
- 入居者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 利用者のニーズを的確に把握しながら、日常生活圏域ごとの施設の整備状況等を総合的に勘案し、適正なサービス供給量の調整を図ります。
- 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することで介護サービスの質的な向上を図ります。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

事業・取組の名称	地域密着型特定施設入居者生活介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	入居定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居している方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を受けられます。

表 地域密着型特定施設入居者生活介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	19.3 (20)	19.0 (20)	17.7 (20)			
	給付額	千円/年	49,122 (50,382)	49,739 (50,410)	47,139 (50,410)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 地域密着型特定施設入居者生活介護は、但東地域に2008年5月に開設された1箇所（定員20人）のみで、利用者数もその定員の範囲内で推移しています。
- 要介護度別で利用状況に大きな差はありません。

イ 第8期計画の評価・課題

- 第8期計画期間中に高齢者の住まい整備の観点から事業者を公募しましたが、応募がありませんでした。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 第9期計画期間中に地域密着型特定施設入居者生活介護の指定は行いません。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業・取組の名称	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
対象者	原則、要介護3以上（要介護1・2の方でもやむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められます）。	
事業概要	介護	入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所している方が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を受けられます。

表 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	86.8 (87)	88.9 (87)	87.3 (87)			
	給付額	千円/年	312,558 (319,095)	315,936 (319,272)	320,382 (319,272)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 市内に地域密着型介護老人福祉施設は3箇所あり、2023年10月末時点の定員は87床です。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護職員のうち特に夜勤を行う職員が不足しており、職員の確保・育成が課題となっています。
- 入所者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 制度改正により入所者は原則として要介護3以上の方となり、入所の必要性が高い方は以前より早期入所が可能となっているため、入所待機者の動向等を勘案し、第9期計画期間中の整備は行いません。
- 要介護2以下の方の特例入所について、施設等から市に助言を求められた際は適切に関与するとともに、事業所への運営指導等の機会を利用し、特例入所の判定が適切であったか等を確認します。
- 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することで介護サービスの質的な向上を図ります。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

事業・取組の名称	看護小規模多機能型居宅介護	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	医療ニーズの高い方が、利用者の自宅または小規模多機能型居宅事業所に通所または短期間宿泊により、食事・入浴・排せつ等の介護、療養上の世話や診察の補助等の看護のサービスを一体的に受けられます。

表 看護小規模多機能型居宅介護実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
		2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月 20.2 (27)	20.4 (27)	19.7 (53)			
	給付額	千円/年 79,610 (100,826)	82,930 (100,882)	83,785 (197,065)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 2018年4月に、但馬で初めて1箇所の事業所が日高地域に開設されました。
- 利用者は約20人で推移しており、要介護4・5の方が7割前後を占めています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を備えた看護小規模多機能型居宅介護は、今後ニーズが高まることを予測し、看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所がない日高地域以外を対象として公募を行いました。が、応募はありませんでした。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 第9期計画期間中の整備は行いませんが、利用者のニーズを的確に把握しながら、日常生活圏域ごとの施設の整備状況等を総合的に勘案し、適正なサービス供給量の調整を図ります。

4 居宅介護支援・介護予防支援

事業・取組の名称	居宅介護支援・介護予防支援	
対象者	要支援・要介護認定者	
事業概要	介護	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護が必要な方の心身の状態等に応じた介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。
	予防	地域包括支援センターの介護支援専門員等が、介護予防を目的とした介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

表 居宅介護支援・介護予防支援実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	1,972.2 (1,979)	1,943.3 (2,006)	1,920.0 (2,047)			
	給付額	千円/年	374,897 (369,542)	365,084 (375,111)	354,965 (383,156)			
予防	利用者数	人/月	730.0 (727)	767.9 (737)	802.7 (746)			
	給付額	千円/年	39,832 (38,986)	41,856 (39,545)	43,496 (40,028)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 要支援認定者が増加していることから、介護予防支援の利用者は年4%程度増加しています。
- 市は、自立支援・重度化防止等の観点からケアプラン作成支援を行っています。
- 2015年からケアプラン点検を実施しており、事業所への運営指導も含め、自立支援の観点に沿ったケアプランの作成や適切なサービスの提供等について助言・指導を行いました。
- 2018年10月施行で、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合は、介護支援専門員は市町村へケアプランの届出が義務付けられました。また、市町村は検証を行い、必要に応じ是正を促すこととなりました。2021年度は2件の届出を受けています。
- 認定期間の半数を超える短期入所サービスの利用は、利用者の心身の状況や本人等の意向に照らし申請内容が適切であるか、また、ケアプラン自体が適切かどうか確認を行っています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年9月末時点で32事業所110人（地域包括支援センターを含む）がケアマネジメント業務に携わっており、利用者のニーズに対応できる供給体制が整っています。しかし、今後も利用者数の増加が見込まれるため、人員の確保に努める必要があります。
- ニーズの多様化や複雑な制度改正に対応できるよう、研修等の実施によるさらなる人材育成が必要です。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- ケアプラン点検や各種研修会等を通じて利用者の多様なニーズへの対応を図るとともに、居宅生活の支援と自立に向けた適切で質の高いケアプランの作成を促進します。
- 在宅医療と介護の連携及び在宅介護支援の中心的な役割を担う専門職であるため、介護支援専門員

の人員確保に努めるとともに、研修等の実施による人材育成を促進します。

- 2018年度の介護報酬改定で設けられた居宅介護支援事業所の管理者要件において、管理者は主任介護支援専門員であることとされています。しかし、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、2021年3月31日までの経過措置期間が延長され、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を2027年3月31日まで猶予されます。

5 介護保険施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

事業・取組の名称	介護老人福祉施設	
対象者	原則、要介護3以上（要介護1・2の方でもやむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められます）。	
事業概要	介護	常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話が受けられます。

表 介護老人福祉施設実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	662.8 (669)	657.9 (669)	649.3 (669)			
	給付額	千円/年	2,075,141 (2,087,329)	2,034,472 (2,088,488)	2,054,908 (2,088,488)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 施設数の増減はなく7施設のままで、合計定員は680床となっています。利用者数は、市外からの利用者や市外の施設利用者等があることから、660人程度で推移しています。
- 市外の施設に本市の被保険者が30人程度入所しています。
- 入所者は原則として要介護3以上の方となったため、特例入所の要介護1・2の利用者は約5%となっています。要介護4・5の利用者は全体の70%を超えています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護離職防止や、県の保健医療計画との整合、入所のニーズ等、入所待機者の動向等を勘案しつつ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護や特定施設入居者生活介護と併せて適正なサービス供給量を検討する必要があります。
- 介護職員のうち特に夜勤を行う職員が不足しており、職員の確保・育成が課題となっています。
- 入所者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 制度改正により入所者は原則として要介護3以上の方となっており、入所の必要性が高い方は以前より早期入所が可能となったため、入所待機者の動向等を勘案し第9期計画期間中の整備は行いません。
- 要介護2以下の方の特例入所について、施設等から市に助言を求められた際は適切に関与するとともに、事業所への運営指導等の機会を利用し、特例入所の判定が適切であったか等を確認します。
- 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

(2) 介護老人保健施設

事業・取組の名称	介護老人保健施設	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	病状が安定期にあり、リハビリテーション等を必要とする方が入所し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や、日常生活上の世話が受けられます。

表 介護老人保健施設の実績値及び計画値

	単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値			
		2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度	
介護	利用者数	人/月	212.3 (238)	213.5 (238)	214.3 (238)			
	給付額	千円/年	698,668 (780,063)	712,066 (780,496)	707,389 (780,496)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 第8期計画期間中に新規整備計画はなく、サービス提供事業者の増減はありません。入所者数はほぼ同じ水準で推移しています。
- 利用者は要介護4・5の方が多く、入所者の約45%を占めています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 2023年10月1日時点で市内に2施設、232床が整備されており、第8期計画期間中の施設数、定員数ともに変更はありませんが、入所のニーズが高いため、入所希望者の動向等を勘案しつつ適正なサービス供給量を検討する必要があります。
- 在宅復帰後の生活を視野に入れたサービスの提供等、在宅復帰支援機能の充実を図る必要があります。
- 入所者が快適な生活が送れるように、悩みや不安等の相談に応じる体制の充実を図る必要があります。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 第9期計画期間中の新規整備は行いません。
- 施設への運営指導等で、在宅復帰支援への取り組み状況等の確認を行います。
- 介護サービス相談員派遣事業を活用し、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することによって、介護サービスの質的な向上を図ります。

(3) 介護療養型医療施設

事業・取組の名称	介護療養型医療施設	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	病状が安定期にある長期療養が必要な方が入院し、療養上の管理、看護・医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療が受けられます。

表 介護療養型医療施設の実績値及び計画値

		単位	実績値 ※ () 内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	0.6 (1)	0 (1)	0 (1)			
	給付額	千円/年	2,706 (4,436)	0 (4,438)	0 (4,438)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 市内に介護療養型医療施設はなく、2021年度まで市外の施設を1か月当たり1人程度が利用していましたが、2022年度以降の利用者はいません。

イ 第8期計画の評価・課題

- 介護療養型医療施設から介護医療院への転換が行われており、利用者はいません。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 介護療養型医療施設は、設置期限が2024年3月末までです。

(4) 介護医療院

事業・取組の名称	介護医療院	
対象者	要介護1以上	
事業概要	介護	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」の機能を兼ね備えた、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に行う新たなサービスです。

表 介護医療院の実績値及び計画値

		単位	実績値 ※（ ）内の数字は計画値			計画値		
			2021年度	2022年度	2023年度 [見込]	2024年度	2025年度	2026年度
介護	利用者数	人/月	1.8 (1)	1.3 (1)	1.0 (1)			
	給付額	千円/年	7,763 (5,243)	6,136 (5,246)	3,381 (5,246)			

ア 第8期計画の取り組み状況・実績

- 1月当たり1人程度の利用者がサービスを利用しています。

イ 第8期計画の評価・課題

- 市内に介護医療院はなく、今後も利用者が大幅に増加するサービスではないと見込んでいます。

ウ 第9期計画の取組の方向性

- 市内には介護療養型医療施設がなく、新たな整備を行いません。